

令和3年度 行政評価 施策カルテ

施策名	① 危機に対する体制・都市基盤の強化
-----	--------------------

施策主管課	危機管理課	総合計画記載頁	122
-------	-------	---------	-----

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	9 危機への備え・対応力を高める	基本施策目標	市民が自助・共助の意識を持って防災対策に取り組むとともに、災害による被害を軽減する都市基盤が整備され、有事の際には、関係機関の連携によって迅速に应急响应が行われる、災害に強いまちができています。
------	-----------------------	-------	------------------	--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

2 施策の取組状況

施策目標	市民、地域、行政の危機への備え、対応力が高まり、様々な危機が発生した場合に、適切に行動ができるようになっていきます。
------	------------------------------------------------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移		指標名(単位)						評価
	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない											
産出指標	防災出前講座の参加人数(人)	単年度目標値	1,280	1,460	1,640	1,820	2,000	— (※)	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照		3.8%	30.8%	34.6%	17.7%	4.2%	35.8%	B
		基準値(H28)	1,110	2,260	1,501	1,127				調査結果	基準値+5pt	H30	3.9%	25.6%	29.5%	17.4%	
	目標値(R4)	2,000	176.6%	102.0%	68.7%			R1	6.0%	30.2%	36.2%	17.3%	7.0%	35.5%			
	単年度の達成度							R2	4.2%	32.6%	36.8%	21.3%	7.1%	28.4%			
成果指標	水道基幹管路の耐震適合率(%)	単年度目標値	50.2	51.2	52.1	53.0	54.0	A	【参考指標】								A
		基準値(H28)	49.3	49.7	59.1	59.3%				中核市水準比較							
	目標値(R4)	54	99.0%	115.4%	113.8%			中核市平均									評価の 組合せ
	単年度の達成度							本市実績									
想定避難者数に対する防災物品の整備率(%)	単年度目標値	97.6	98.2	98.8	99.4	100.0	A	本市順位									
	基準値(H29)	97	100.0	100.0	100.0				中核市平均								
目標値(R4)	100	102.5%	101.8%	101.2%				本市実績									
単年度の達成度								本市順位									

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初想定した基準により定量的に評価することが適当でない施策指標は、「—」と表記(総合評価は、他の指標をもとに実施)

『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	A
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	A
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	A

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価	
施策を取り巻く環境等	・近年、全国的に災害が頻発化・激化の傾向にある中、本市においても、防災に係る市民の意識はさらに高まってきており、災害の種別に応じた適切な避難のあり方や、災害時の対応として基本となる「自助」「共助」の考え方など、市民の防災意識のさらなる高揚や、発災後、避難所を円滑に開設・運営できるよう、避難所を運営する市職員や施設管理者、地域代表者の知識や連携を深めるための取組の強化など、総合的な災害対応力の向上が求められている。 ・避難所における感染症対策として、操作性や収納性に優れたワンタッチ式のパーティションなど、より感染症の拡大防止に効果的な備蓄物資の拡充を進めるとともに、国の法改正により、風水害時における「避難勧告」の廃止など、避難情報が一部変更となるため、災害時に適切な避難行動がとれるよう、国・県と連携して市民に周知を図る必要がある。	95点	
施策指標	・防災出前講座については、風水害時に優先的に開設する避難所の選定や、避難所の開設・運営に係る地域との連携強化など、令和元年台風第19号の教訓を踏まえた内容に見直し、適切な避難のあり方や「避難所開設・運営ガイドライン」の周知・啓発を図ったが、感染症の流行の影響による中止・延期や受講人数の制限などにより、参加人数は減少した。 ・また、水道基幹管路については、計画的な耐震化が図られており、防災物品の備蓄については、平成30年度に備蓄目標を達成し、さらに、感染症対策に効果的な備蓄品の拡充も進めている。	市民満足度 全国的に自然災害が頻発化・激化の傾向にあることで、災害をはじめとした各種危機に対する市民のニーズや要求水準が高まっており、防災物品の計画的な備蓄や、水道基幹管路、橋梁の計画的な耐震化などの取組に加え、「避難所開設運営ガイドライン感染症対策編」の作成、感染症対策に効果的な備蓄品の確保などの避難所における感染症対策に係る取組や、出前講座の内容の充実、「わが家の防災マニュアル」の新聞折込などにより、市民の防災知識の向上に取り組む、市民満足度は、前年度から微増している。	順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R2概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	防災備蓄整備事業		防災・減災対策の強化	市民	災害による避難者が必要とする食料や生活必需品等を整備	計画以上	18,920	S61		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:感染症対策に係る備蓄体制の充実強化 「第2次防災備蓄調達計画」に基づく、食料・生活必需品・資器材等の備蓄に加え、マスクや消毒液、フェイスシールド、ゴム手袋など、感染症対策として必要な衛生物品等を調達し、風水害時に優先的に開設する避難所や備蓄避難所等に配備した。</p> <p>【②今後の取組方針】:第2次防災備蓄調達計画の見直しと着実な推進 感染症対策として調達した備蓄品を第2次防災備蓄調達計画に位置付けるとともに、引き続き、計画に基づく備蓄・調達を着実に推進する。</p>
2	上水道施設の耐震化	戦略事業	災害に強い水道施設を整備し、安定した水道水の供給を確保する。	水道利用者	基幹施設や基幹管路の耐震化	計画どおり	764,959	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:基幹施設や基幹管路の耐震化の実施 国の交付金を活用し、松田新田浄水場沈澱池、導水管などの耐震化を実施することができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:耐震化の計画的な推進 地震災害時においても、水道水の供給を確保するため、引き続き、耐震化を計画的に進める。</p>
3	橋りょう維持修繕事業	SDGs 好循環P	地域道路網のより高い安全性・信頼性向上 円滑で機能的な道路ネットワークの構築	・市民 ・道路利用者	橋りょうの耐震化・維持修繕	計画どおり	430,442	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:橋りょうの耐震化・長寿命化 橋りょうの耐震化に向けた設計委託を実施したほか、橋りょうの定期点検や令和元年度からの継続事業である鬼怒橋の大規模修繕工事を実施するなど、着実に長寿命化等の推進を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:計画的な耐震化・維持修繕工事の実施 今後も引き続き、「宇都宮市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、都市基盤の防災性を強化するため耐震化を図るとともに、維持修繕については定期点検を着実にを行い、その結果を反映させた措置を行うなど、橋りょうの延命化対策を確実に実施していく。</p>
4	ICTを活用した情報収集伝達体制の整備		防災・減災対策の強化	・市民 ・来訪者 ・ホームページ閲覧者	・災害時等の迅速かつ正確な情報提供・収集 ・防災・災害に関する情報提供の多重化	計画以上	12,797	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:ICT等を活用した情報発信の強化及び新たな情報伝達手段の導入 発災後速やかに市内の被害状況を把握し、迅速かつ的確な避難情報の発信が行えるよう、全庁的にパトロール情報や被害情報などを共有できる「災害情報共有システム」を導入した。また、広報紙や出前講座等のあらゆる機会を活用し、「登録制防災情報メール」や「防災ラジオ」の普及促進を行い、特に、「防災ラジオ」については、計画以上に購入補助制度の活用が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】:防災情報伝達体制の確立 市民の適切な避難行動につながるよう、様々な情報伝達手段によって災害情報を発信していくとともに、防災ラジオの普及促進を図る。また、令和3年度より、新たに導入を予定している「被災者台帳管理システム(被災者支援の適正化・迅速化)」や「MAP型混雑検知システム(避難所の開設・混雑情報を可視化)」の運用手法を検討することなどにより、災害時に円滑に運用できるよう体制を整備する。</p>
5	八幡山公園急傾斜地の整備		土砂災害から住民の生命と財産を保護するため、法面等の急傾斜地崩壊防止施設の整備	八幡山公園の急傾斜地	急傾斜地崩壊防止の整備	計画どおり	257,424	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:八幡山公園急傾斜地整備の推進 令和2年度は、社会資本整備総合交付金(防災・安全)を活用し、八幡山公園東側斜面地4,597㎡の法面工事を実施した。</p> <p>【②今後の取組方針】:国庫補助金の確保 令和3年度以降も着実かつ早急に急傾斜地の整備を推進するため、県などの関係機関と協議調整を図りながら、確実な財源確保に取り組むとともに、引き続き、住民の生命と財産を保護するため、早期に事業完了を目指し進めていく。</p>

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・地域防災力の強化及び避難所の開設・運営に係る実効性の確保 国の法改正により、風水害時の避難情報の運用等が一部変更となるため、市民が災害時に適切な避難行動をとれるよう、改めて周知する必要がある。また、地域防災力の向上を図るため、地域における防災の核となる自主防災組織と、引き続き、平時から連携を図るとともに、災害時に避難所を円滑に開設・運営できるよう、市職員に対し、毎年度、継続した研修等の実施などにより、実効性の確保を図る必要がある。</p> <p>・備蓄品の拡充・配備及び第2次防災備蓄調達計画の見直し 令和2年度には、第2次防災備蓄調達計画に基づく備蓄品に加え、感染症対策に効果的な衛生用品などを追加備蓄したことから、これらを踏まえ、計画の一部を見直す必要がある。</p> <p>・計画的な設備更新、耐震化の実施 災害による被害を軽減する都市基盤の整備に当たって、水道基幹管路・橋りょうの耐震化などの推進により、災害発生時でも市民の生命や財産が守られ、都市機能が喪失しないよう、災害に強いまちづくりを目指す必要がある。</p>	<p>・地域防災力の強化及び避難所の開設・運営に係る実効性の確保 適切な避難行動について、ホームページや広報紙、出前講座などにより、広く市民に周知・啓発を行うほか、災害時に、「市民」「地域(自主防災組織)」「行政」が担うそれぞれの役割の共通理解を深め、地域が円滑に自主防災活動を実施できるよう、地域防災拠点を中心に自主防災組織と平時からの打ち合わせを行い、地域との連携強化に取り組むとともに、災害時などに、市民が安心して自主防災活動を実施できるよう「防災地域活動保証制度」を導入する。 避難所の開設・運営については、昨年度に引き続き、「避難所開設・運営ガイドライン感染症対策編」に基づく、運営職員向けの庁内研修や実地研修を実施し、避難所運営に係る実効性の確保を図る。</p> <p>・備蓄品の拡充・配備及び第2次防災備蓄調達計画の見直し 感染症対策として確保した備蓄品を第2次防災備蓄調達計画に位置付けるとともに、技術の進歩や製品改良などにより防災用品の機能向上などが図られた場合には、調達する物資の必要性や優先度を見極め、適宜、計画の見直しを行うなど、必要な物資の備蓄・調達を着実に推進する。</p> <p>・計画的な設備更新、耐震化の実施 災害に強いまちづくりを目指すため、設備の更新や耐震化について、各種計画に基づき、引き続き計画的に進める。</p>

令和3年度 行政評価 施策カルテ

施策名	② 総合的な治水・雨水対策の推進
-----	------------------

施策主管課	河川課	総合計画記載頁	123
-------	-----	---------	-----

関連するSDGs目標	
------------	--

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	9	危機への備え・対応力を高める	基本施策目標	市民が自助・共助の意識をもって防災対策に取り組むとともに、災害による被害を軽減する都市基盤が整備され、有事の際には、関係機関の連携によって迅速に緊急対応が行われる、災害に強いまちができています。
------	-----------------------	-------	---	----------------	--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

2 施策の取組状況

施策目標	治水・雨水対策が進み、市民の安全性が向上しています。
------	----------------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出	基本目標Ⅲ	安全・安心かつ効率的で健全な都市運営を実現する。				
成果	基本目標Ⅲ	安全・安心かつ効率的で健全な都市運営を実現する。				

① 施策指標	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価		
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない				
産出指標	公共施設の雨水貯留施設の設置容量(m ³)	単年度目標値	1,794	1,794	1,794	1,794	1,993	A	③ 市民満足度の推移		満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	C
	基準値(H29)	1,794	実績値	1,794	1,794	1,922	H30		3.4%	25.1%	28.5%	23.7%	7.2%	34.5%			
	目標値(R4)	1,993	単年度の達成度	100.0%	100.0%	107.1%			R1	7.7%	31.9%	39.6%	23.5%	6.2%	26.9%		
	単年度目標値						R2		5.4%	27.0%	32.4%	30.4%	11.5%	20.1%			
成果指標	河川の整備率(都市基盤河川・準用河川)(%)	単年度目標値	62.0%	62.2%	62.3%	62.6%	62.8%	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B	
	基準値(H29)	61.6	実績値	62.3%	62.4%	62.5%	R3										
	目標値(R4)	62.8	単年度の達成度	100.5%	100.3%	100.3%	R4										
	単年度目標値																
公共下水道雨水幹線整備率(%)	単年度目標値	56.1%	55.6%	56.7%	57.3%	57.9%	B	【参考指標】							評価の組合せ		
	基準値(H29)	55.1	実績値	55.3%	55.3%	56.3%		中核市水準比較									
	目標値(R4)	57.9	単年度の達成度	98.6%	99.5%	99.3%		中核市平均									
	単年度目標値							本市実績									
							本市順位										

『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	A
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	C
総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	令和元年東日本台風や、局所的な集中豪雨など、近年の異常気象により、溢水・浸水被害が発生していることを踏まえ、国においては、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」を立ち上げ、気候変動による水災害リスクに備えるため、あらゆる関係者と協働し、流域全体で河川整備や雨水流出対策を行う「流域治水」への転換を図ることとしている。 また、県においては、従前の防災対策を実施するとともに、市町、企業、住民等流域全体の関係者が協働して流域における浸水被害の軽減を図るため、県独自の「流域治水プロジェクト」の策定に向け取り組んでいることから、国や県の取組を踏まえ、近隣市町と連携を図りながら「総合的な治水・雨水対策」に取り組んでいく必要がある。	80点
施策指標	・溢水・浸水被害などの解消・軽減に向け、計画的な「河川整備」、「雨水幹線整備」に取り組んできたことから、施策指標について、概ね目標値を達成できた。 ※「公共下水道雨水幹線整備率」については、平成30年度に策定した「公共下水道雨水整備改定計画後期計画」に基づき、目標値や整備率を算出している。	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P 戦略事業 SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R2 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	河川整備事業 ・都市基盤河川整備事業 ・準用河川等整備事業	SDGs 好循環P 戦略事業	河川のいっ水被害の解消	・流域に居住する市民、 地権者	河川改修の実施・用 地取得	計画どおり	1,137,852	S47	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】いっ水被害解消に向けた計画的な整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈坪川の東町地区において、河川拡幅に伴う2橋の架け替え工事を発注したとともに、今後の橋梁工事の発注に向け、河川用地の取得(3件)と支障となる物件移転補償(5件)を計画的に実施した。 ・御用川については、全体計画延長(4,100m)のうち、整備が完了した第一期区間1,400m(今泉3丁目～競輪場通り)について、適切な流水機能を確保するため、土砂の堆積状況の調査を実施した。 ・準用河川の越戸川バイパスについては、土地区画整理事業地内での整備となることから、所管課と連携を図りながら工事を実施したほか、準用河川新川江曾島調節池の整備を実施し、いっ水被害の解消に向けた河川改修等を実施した。 ・普通河川については、給分川の改修工事を実施し、いっ水被害の解消に向けた整備を実施した。 <p>【②今後の取組方針】いっ水被害解消に向けた計画的な整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈坪川において、いっ水被害の著しい東町地区などの被害解消に向け、下流にある今泉新町の橋梁架け替え工事や河川改修工事を引き続き実施していく。 ・越戸川バイパスの整備については、いっ水被害の解消を図るため、区画整理事業や道路整備事業などと連携し、工事を実施していくほか、大久保谷地川や鏝川、給分川の改修工事などを実施していく。 ・各河川の整備については、現在、策定中の「総合治水・雨水対策推進計画」における「流す」取り組みとして、中期目標である河川氾濫による床上浸水解消の早期実現に向け、国の補助金など財源確保に努めるとともに、地域住民や地権者の理解を得ながら、重点的に河川整備を推進していく。 	
2	田んぼガムの普及促進(ハード)	SDGs 好循環P 戦略事業	河川の溢水被害の軽減を図るため、水田に降った雨を一時的に貯め、河川への流出抑制を図るもの	土地改良区、農業者	排水調整マスの設置 費等の負担	計画どおり	30,880	R2	<p>【①土地改良区の協力に基づく目標貯留量の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田川流域において、土地改良区との協力協定を締結し、現地説明会やアンケート等を実施し、多くの農業者の理解と協力を得た結果、目標を上回る貯留量を確保することができた。 ・更なる普及拡大に向けて、より多くの農業者の協力を得るため、引き続き、土地改良区と連携し、農業者への理解促進に取り組む必要がある。 <p>【②着実な排水調整マスの設置と更なる普及拡大に向けた農業者の理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田川流域においては、令和5年度までの排水調整マス設置完了に向けて、土地改良区において着実にマスの設置が進むよう支援するとともに、更なる拡大に向けて、流域にある他の土地改良区と連携し、現地説明会等を通して事業目的や支援策等について丁寧に説明し、地域の機運醸成に取り組む。 ・姿川流域においては、新潟大学との共同研究による効果分析を行い、普及方針を明確化するとともに、土地改良区と協定を締結し、排水調整マスの設置等の支援に着手する。 	
3	公共下水道雨水整備計画の推進	戦略事業	雨水幹線等の整備	公共下水道雨水排水区 (市街化区域)の市民	雨水幹線等の整備	計画どおり	777,856	H12	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】浸水被害の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域における浸水被害の解消を図るため、「公共下水道雨水整備改定計画後期計画」に基づき、雨水幹線等の整備を計画的に取り組んだ。 <p>【②今後の取組方針】雨水幹線の着実な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、市街化区域における浸水被害の解消を図るため、計画的に取り組んでいく。 	
4	宅地内雨水貯留・浸透施設設置の促進	SDGs 戦略事業	市民との協働による、雨水の流出抑制と有効利用	市街化区域における土地・建物を所有または占有している者	雨水貯留施設等の設置に要した費用の2/3(限度額あり)を補助	計画以上	6,611	H14	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】補助制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「総合治水・雨水対策基本方針」における雨水を「貯める」施策である先行事業に位置づけ、拡充した補助制度を積極的にPRし、設置促進を図り、補助基数が例年の約3倍に増大した。 ・事業者からの申請が少なかったことから、更に制度を周知していく必要がある。また、制度の認知度やニーズ等を把握し事業者が積極的に参画できるように仕組みを設ける必要がある。 <p>【②今後の取組方針】補助制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時的な実績に留まらないよう、新たな広報媒体を検討し、更なる普及促進を図っていく。 ・事業者へ制度のPRを実施していくとともに、ニーズ調査を行い、設置促進につながる取組を検討していく。 	
5	道路排水施設整備事業		道路冠水箇所の冠水軽減	市民、道路利用者	道路排水施設の整備	計画どおり	109,148	H15	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】被害軽減に向けた排水施設整備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路冠水の軽減を図るため、道路冠水箇所等の一部において、地形や排水経路、既存排水施設などの排水対策や現況調査を行うとともに、現在、策定中の「総合治水・雨水対策推進計画」に基づき道路冠水軽減対策として透水性舗装や浸透枳の整備などを実施した。 <p>【②今後の取組方針】庁内関係課との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、現在、策定中の「総合治水・雨水対策推進計画」に基づき、貯める取組を推進するため、引き続き透水性舗装や浸透枳整備などの効果的・効率的な道路冠水軽減対策に取り組むとともに、道路冠水箇所の現況調査に基づく軽減対策検討を実施し、対策の効果について関係機関と情報を共有していく。 	

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・防災・減災対策の実施 令和元年東日本台風や、局所的な集中豪雨など、近年の異常気象により、市内で甚大な浸水被害が発生したことを踏まえ、有効的な防災・減災対策が求められている。</p> <p>・「総合治水・雨水対策推進計画」の推進体制の強化と市民理解の促進 「総合治水・雨水対策推進計画」を確実に実行していくため、計画推進体制を強化し、よりきめ細かな管理・評価を行う必要がある。</p> <p>また、計画に位置付ける「貯める」「備える」取組は、市民が自ら取り組む自助や共助により効果が得られるものであることから、これらの取組が着実に推進するため、市民理解の促進を図る必要がある。</p> <p>・国や県との連携強化と財源の確保 計画的に各種取組を推進するため、関係機関との連携強化を図るとともに、国・県の補助制度を最大限活用するなど必要な財源確保を図る必要がある。</p>	<p>・防災・減災対策の推進 令和2年度策定の「総合治水・雨水対策推進計画」に基づき、これまでの計画的な治水対策による雨水を「流す」取組を軸としながら、近年の頻発・激甚化する降雨に対応するため、流域対策・土地対策による「貯める」取組、災害情報提供や避難誘導などの減災・水防対策による「備える」取組の3つの柱のもと、庁内組織である「雨水対策強化推進チーム」を中心に、各柱における具体的な取組内容や事業量を決定し、推進計画を着実に実行していく。</p> <p>・「総合治水・雨水対策推進計画」の推進体制の強化と市民理解の促進 「総合治水・雨水対策推進計画」の実行に当たり、よりきめ細かな管理・評価ができるよう、庁内組織である「雨水対策強化チーム」について、全ての実務担当課を加えるなど、進行管理体制の強化を図り、計画に位置付けた河川整備率の達成状況や各流域での貯留量の確保状況などについて適切に評価するとともに、適宜、外部有識者の意見を聴取し、計画内容の検証を行うなど、PDCAサイクルを確立し、着実に計画を推進していく。</p> <p>また、田んぼダムや民有地での雨水貯留・浸透施設の更なる普及促進と自発的な防災活動の促進に向け、市民に対して、取組の目的や意義、対策の効果を分かりやすく丁寧にPRするため、広報紙やホームページに加え、ツイッターなどSNS等で発信するほか、新たに、地区センター等においてオープンハウスを開催するなど、あらゆる機会を通じた周知・啓発活動を積極的に展開し、自助・共助による取組の理解促進を図り、「自らも浸水対策に取り組む」という意識の醸成や防災・減災に関する知識の向上を図っていく。</p> <p>・国や県との連携強化と財源の確保 国や県の動向に注視し、情報共有を図り連携して雨水対策を推進する。 また、国や県に対して、補助の要望を行うとともに、新たな財源の確保に向け、情報収集に努める。</p>

令和3年度 行政評価 施策カルテ

施策名	③ 消防・救急体制の充実
-----	--------------

施策主管課	消防局総務課	総合計画記載頁	123
-------	--------	---------	-----

関連するSDGs目標	  
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	9	危機への備え・対応力を高める	基本施策目標	市民が自助・共助の意識を持って防災対策に取り組むとともに、災害による被害を軽減する都市基盤が整備され、有事の際には、関係機関の連携によって迅速に应急响应が行われる、災害などに強いまちができています
------	-----------------------	-------	---	----------------	--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

2 施策の取組状況

施策目標	迅速・的確な消防・救急体制が整っており、災害による被害の軽減と救命効果の向上が図られています。
------	-------------------------------------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						評価の組合せ			
	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価													
産出指標	上級救命講習・普通救命講習受講者数(人)(累計)	単年度目標値	70,554	74,584	78,614	82,644	86,674	B	施策の満足度(%) 〔「満足」と「やや満足」の合計〕	基準値(H29)	12.3%	34.0%	46.3%	11.1%	2.6%	34.0%	B			
	基準値(H28)	62,494	実績値	70,691	73,855	73,884			(%)	調査結果	基準値+5pt	H30	10.4%	33.6%	44.0%	10.4%		3.6%	35.0%	
	目標値(R4)	86,674	単年度の達成度	100.2%	99.0%	94.0%			46.3	44	50.6	50.7	R1	13.4%	37.2%	50.6%		12.7%	3.4%	30.0%
	単年度目標値												R2	13.2%	37.5%	50.7%		11.5%	3.4%	28.4%
成果指標	「宇都宮市消防団協力事業所制度」認定事業所数(件)	単年度目標値	57	62	67	72	77	A	中核市水準比較	火災発生件数/市民1万人						指標	評価			
	基準値(H28)	47	実績値	57	62	69			H30	2.59	2.64	2.65								
	目標値(R4)	77	単年度の達成度	100.0%	100.0%	103.0%			本市実績	2.66	2.36	2.09								
	単年度目標値								本市順位	33位/54市中	24位/58市中	14位/80市中								

※〔①施策指標〕の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

① 施策指標(産出指標/成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	B
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	A
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 各地で頻発する豪雨災害、さらには発生が危惧される大規模地震やテロ災害、武力攻撃災害など、複雑多様化・大規模化する災害への的確な対応が求められる。 社会環境の変化に伴う救急件数の増加など、増大する消防需要への迅速・的確な対応が求められている。 新型コロナウイルス感染症が長期化する中、感染防止対策の徹底と新型コロナウイルス感染症との共存を視野に入れた各種事業への取り組みが求められる。 	85点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 救命効果の一層の向上を図り、応急手当の普及啓発を推進するため、市民に対する普通救命講習の開催や指導者の派遣を実施しているところであるが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、普通救命講習等を開催することがほぼ出来なかったため、受講者数の単年度目標値に達することが出来なかった。 減少傾向にある団員数の確保や約7割が被雇用者である現況に鑑み、消防団に入団しやすく活動しやすい環境整備が求められているところであり、事業所などに消防団活動に対する理解と協力を働きかけたことにより、「宇都宮市消防団協力事業所表示制度」認定事業所数が令和2年度の目標値を上回る結果となった。 	市民満足度
	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、普通救命講習等が開催できない中、心肺蘇生法の教養動画を作成し、ホームページやツイッターによる広報を実施するなどのコロナ禍に対応した救急指導への取り組みや「宇都宮市消防団協力事業所表示制度」推進のための事業所等への積極的な働きかけにより、消防行政に対する関心と理解が得られ、市民満足度についても基準値を上回る値で推移している。 	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R2概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	消防力の整備検討		効果的・効率的な消防施設整備の検討	消防施設	消防施設整備の検討	計画どおり	0	H27		<p>【①特定課題を抱える消防施設整備の検討】</p> <p>「宇都宮市消防施設整備方針」において、整備の優先順位が1位である消防局・中央消防署の整備検討を行った。当該施設は洪水浸水想定区域に立地していることから、移転を含めた整備手法について方向性を整理した。</p> <p>【②計画的な消防施設整備の推進】</p> <p>洪水浸水想定区域に立地している他の消防施設について、災害対応における課題等を整理し、今後の整備内容を検討する。</p> <p>・消防施設が効果的・効率的に機能するよう、大規模改修を基本としながら、整備の優先順位に基づき、計画的に整備していく。</p>
2	消防施設整備事業		消防団施設・車両・資器材の整備	消防団施設	消防団施設新築更新による消防防災体制の充実強化	計画どおり	144,167	S24		<p>【①未耐震詰所の耐震化の実施】</p> <p>将来に向けた防災力の維持・向上のため、未耐震詰所の耐震化について計画的かつ遅滞なく行うことができた。</p> <p>【②着実な未耐震詰所の耐震化の推進】</p> <p>消防団は地域防災の中核であり、その活動拠点となる消防団詰所は地域の重要な防災拠点施設であるため、引き続き、計画的に未耐震詰所の耐震化を促進させる。</p>
3	普及啓発事業		災害時における地域防災力の強化	・市民 ・自主防災会 ・企業及び事業所	・リーダー研修会の開催 ・事業所・各地区自主防災会等訓練の支援 ・自主防災会連絡会議の開催	コロナの影響による変更	96	H4		<p>【防災リーダーの育成・支援】</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からリーダー研修会の開催を中止し、代替の取組として災害時における地域連携をテーマとした研修用DVDを作成・配布し、活用していただくことなどにより、地域や事業所等における防災リーダーの育成支援を行った。また、感染防止対策を図りながら「宇都宮市自主防災会連絡会議」を開催し、防災に関する情報の共有や各地区の連携強化に努め、事業の目的を概ね達成することができた。</p> <p>【自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容充実】</p> <p>・大規模災害等による被害を軽減するには、自分たちの地域と自らの命は、自分たちで守ること(自助・共助)が重要であり、地域防災力の充実強化に向けて防災活動の中心的役割を担うリーダーの育成・支援が必要であることから、自主防災会等を対象とした研修会や訓練指導等の内容を充実させ、引き続き、普及啓発事業を推進していく。</p>
4	消防車両等購入費		消防力の充実強化	消防車両	消防車両の整備	計画どおり	450,890	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 計画的な消防車両更新による機能の高度化</p> <p>・消防車12台(常備車両5台、非常備車両7台)の更新を実施したことで、消防車両の機能確保と高度化を図った。</p> <p>【②今後の取組方針】: 継続的な消防車両の整備</p> <p>・確実な消防・救急活動の実施に向けた一層の機能充実を図るため、国の補助金確保に向けた要望活動を積極的に実施しながら、引き続き、計画的な車両更新の推進に取り組む。</p>
5	防火水槽建設事業		大震時における消防水利の確保	消防水利	防火水槽の建設	計画どおり	10,190	S25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 消防水利の整備強化</p> <p>・防火水槽2基を建設、消防水利の整備強化を図った。</p> <p>【②今後の取組方針】: 継続的な防火水槽の建設</p> <p>・大規模地震発生時に予想される水道管の破損による消火栓使用不能に備え、継続的に防火水槽の建設を進め、地震時に有効な消防水利の整備強化に取り組む。</p>

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・消防体制の充実強化</p> <p>近年、災害が複雑多様化・大規模化し、消防に対する市民の期待はますます高まっていること、また国及び県管理河川の洪水浸水想定区域が拡大し、想定区域内に消防施設が立地することとなったことを踏まえ、消防施設の配置や必要とする機能について検討し、計画的に消防施設整備を推進するとともに、あらゆる災害に対して的確に対応することができる消防体制の整備が必要である。</p> <p>・消防団活動の維持</p> <p>若年層人口の減少や被雇用者の増加などの要因により、全国的にも消防団員が減少傾向にある中、消防団員確保のため、団員の処遇改善をはじめとする消防団組織を取巻く環境の整備が必要である。</p> <p>また、防災の重要な拠点である消防団詰所については、現行耐震基準施行以前に建築された施設が多いため、耐震化のための改築を進める必要がある。</p> <p>・自主防災活動への支援</p> <p>東日本大震災や熊本地震、令和元年 台風第19号など、頻発する大規模な自然災害などにより、地域防災力の重要性が増大している中、災害時において被害を最小限度にとどめるため、コロナ禍においても確実な地域への自主防災活動支援に取り組んでいく必要がある。</p> <p>・市民に対する応急手当の普及啓発</p> <p>市民による応急手当の実施は生存率及び社会復帰率の向上において重要であり、コロナ禍においても市民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう、普及啓発の一層の推進を図る必要がある。</p>	<p>・消防体制の充実強化</p> <p>洪水浸水想定区域に立地している消防施設について、整備の方向性を整理した上で、「宇都宮市消防施設整備方針」に基づき、消防施設が効果的・効率的に機能できるよう、施設整備を計画的に進めて行く。</p> <p>また、各種災害に対応するため、車両及び資器材等の充実、消防機関相互の広域的な連携や通信体制の高度化の推進を図る。</p> <p>・消防団活動の維持</p> <p>消防団員確保のため、消防団員の処遇改善に向けた検討を進めていくほか、消防団活動について、事業所などに理解と協力を働きかけるなど、年齢や性別、雇用形態に問わず、あらゆる市民が消防団に入団しやすい環境を整備していく。</p> <p>また、未耐震の消防団詰所について、適切な建築手法等を取り入れながら計画的に改築していく。</p> <p>・自主防災活動への支援</p> <p>自助と共助精神のもと、地域の特性に応じた実効性のある防災活動を行う住民主導の防災組織となるよう、防災リーダー育成のための研修会や訓練指導等について、実施方法や内容の見直しなどを図りながら、確実な自主防災会活動への支援を行っていく。</p> <p>・市民に対する応急手当の普及啓発</p> <p>コロナ禍における普通救命講習会の実施方法やICTなどを活用した受講方法などを検討し、応急手当の着実な普及啓発を推進していく。</p>

令和3年度 行政評価 施策カルテ

施策名	① 防犯対策の充実
-----	-----------

施策主管課	生活安心課	総合計画 記載頁	125
-------	-------	-------------	-----

関連するSDGs目標



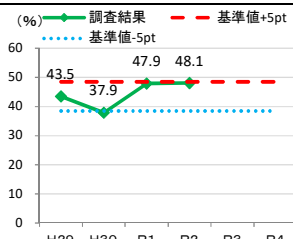

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	10	日常生活の安心感を高める	基本施策目標	地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全で安心した生活を送るための環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	--------------	--------	------------------------------------------------------------------------

2 施策の取組状況

施策目標	市民が安全で安心して暮らすことができるよう、犯罪のない地域社会が構築されています。
------	-------------------------------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出						
成果						

① 施策指標	産出指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移	指標名(単位)						満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
		基準値(H28)	実績値	単年度の達成度	単年度目標値	単年度目標値	単年度目標値	単年度目標値	単年度目標値		単年度目標値	単年度目標値	単年度目標値	単年度目標値	単年度目標値	単年度目標値							
成果指標	防犯講習会の受講者数(人)	基準値(H28)	9,558	実績値	8,244	7,935	6,141			— (※)		満足	8.9%	34.6%	43.5%	22.3%	6.4%	23.7%	B				
		目標値(R4)	12,000人以上	単年度の達成度	79.3%	73.5%	54.8%					基準値(H29)		実績値									
		単年度目標値		単年度目標値																			
		単年度目標値		単年度の達成度																			
成果指標	刑法犯認知件数(件)	基準値(H28)	4,071	実績値	3,575	3,477	2,801			A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照	B											
		目標値(R4)	2,700件以下	単年度の達成度	101.3%	97.5%	112.8%																
		単年度目標値		単年度目標値																			
		単年度の達成度		単年度目標値																			
【参考指標】	中核市水準比較	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	評価の 組合せ														
		刑法犯認知件数/市民1千人		中核市平均	7.4	6.9	6.4																
				本市実績	7.8	7.9	6.9																
				本市順位	34位/54市中	42位/58市中	41位/60市中																
※ 評価の考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]		B: 達成度70%以上100%未満 [20点]		C: 達成度70%未満 [15点]		産出指標	—														
		A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]		B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]		C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]		成果指標	A														
		A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]		B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]		C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]		市民満足	B														
		A: 順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]		概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]		やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]		構成事業	B														

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初想定した基準により定量的に評価することが適当でない施策指標は、「—」と表記(総合評価は、他の指標をもとに実施)

『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 国においては、性犯罪や声掛け・つきまとい等の被害に遭う可能性が高い女性やSNS等に起因する犯罪被害に遭う子どもに対する啓発活動に重点的に取り組んでおり、犯罪情勢を捉えた防犯対策の必要性が高まっている。 今後、JR宇都宮駅東口地区整備事業やLRTの開業、国民体育大会などが予定されており、環境変化や人の流れの変化を捉えた防犯対策を講じていく必要がある。 	86点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 防犯講習会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催数が減少し、目標値を下回ったが、新たに街頭防犯活動を実施するなど、他の啓発手法に取り組んだ。 刑法犯認知件数については、地域の自主的な活動に対する支援とともに、その活動を補完する「防犯灯・防犯カメラ」の設置促進等の環境整備に取り組んできたことなどにより減少し、目標値を上回っている。 	市民満足度
<ul style="list-style-type: none"> 「宇都宮市防犯対策推進計画」に基づき、幅広い世代への防犯講習会の開催や自主防犯活動への支援、防犯灯・防犯カメラ等の防犯環境の整備など、各種事業を推進してきたことにより、市民満足度は前年度より向上した。 		概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R2概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	防犯灯設置等・管理補助金		自治会等が行う防犯灯の設置・維持管理の支援	自治会等	・補助金の交付(LED化に対する設置補助金の上乗せ補助・電気料相当分の管理費補助) ・補助制度の見直し	計画どおり	154,839	S42		【①昨年度の評価(成果や課題):LED化率の向上】 ・LED防犯灯の設置割合(LED化率)が約95%となり、LED化が着実に進んだことにより、地域における防犯環境整備の向上に寄与した。また、今後、LED防犯灯の器具更新が増えることから、LED防犯灯の器具価格を反映した補助金額に変更するとともに、蛍光灯からLED防犯灯への交換を促進するため補助制度の見直しを行った。 【②今後の取組方針:補助制度の周知】 ・地域において新しい補助制度が積極的に活用されるよう、宇都宮市自治会連合会の会議等を通し、自治会へ補助制度の周知に取り組んでいく。
2	防犯カメラ設置等・管理補助金		自治会や連合自治会が行う防犯カメラの設置・維持管理の支援	自治会等	・補助金の交付(設置工事費等の補助・電気料相当分の管理費補助)	計画どおり	27,986	H27		【①昨年度の評価(成果や課題):普及に向けた支援】 ・補助率の上乗せにより、新たに34団体95台の防犯カメラ設置が進み、地域の自主防犯活動を補完する取組が推進され、地域における防犯環境整備の向上に寄与した。 ・なお、防犯カメラは犯罪の未然防止等に効果が期待できるため、より一層の普及に向けた支援を行う必要がある。 【②今後の取組方針:地域における設置促進】 ・引き続き、設置等補助金について、時限的な補助率の上乗せを行い、地域における防犯カメラ設置促進に取り組んでいく。
3	防犯講習会開催事業		市民の防犯意識の高揚と防犯知識の普及	市民	・防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習会の開催	コロナの影響による変更	662	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):防犯講習会の実施】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、開催回数、受講者数ともに減少となったが、新たに金融機関において、年金支給日に合わせた街頭防犯活動を実施するなど、啓発活動の充実を図った。 【②今後の取組方針:啓発活動の充実】 ・女性や子ども、高齢者など犯罪情勢を捉えた啓発の充実を図るとともに、動画等を活用した啓発活動に取り組んでいく。
4	暴力団排除対策事業		暴力団の排除に関する意識啓発の実施	市民	・青少年への啓発 ・暴力団の公の施設からの利用制限	計画どおり	102	H23		【①昨年度の評価(成果や課題):青少年への教育の実施】 ・市内の中学3年生に対してリーフレットを配布することにより、早期の暴力団排除に関する意識の高揚を図った。 【②今後の取組方針:市民への広報や青少年への教育等の実施】 ・暴力団の排除に関する施策の推進のため、中学3年生へのリーフレットの配布のほか、警察及び関係団体等と連携し、市民への広報に努めるとともに、青少年への教育等を実施していく。
5	地域防犯活動促進事業		地域住民による継続的な自主防犯活動の実施支援	・市民 ・事業者	・全市一斉防犯活動の推進	コロナの影響による変更	104	H17		【①昨年度の評価(成果や課題):地域における防犯活動の実施】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、環境点検活動を実施できない地区が多かったが、各地区においては、小中学校の一斉臨時休業期間に見守り活動や防犯パトロール等を実施するなど、地域の実情に応じた防犯活動の実施を促進した。 【②今後の取組方針:自主防犯活動への継続的な支援の実施】 ・地域の実情に応じた自主防犯活動の実施を支援するため、警察や防犯活動団体等と連携を図りながら、継続的な支援に取り組んでいく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の防犯意識の高揚 女性が狙われる事犯やSNS等に起因する犯罪被害に遭う子どもの増加など、犯罪情勢を捉えた啓発の充実を図るとともに、新しい手法を活用した啓発活動に取り組む必要がある。 ・地域における防犯力の向上 地域における防犯力の向上に向け、地域住民による自主防犯活動の継続的な支援に取り組むとともに、自主防犯活動を補完する防犯灯や防犯カメラ等の設備による防犯環境整備の向上、2022年に行われる国体開催施設周辺での防犯力の向上や、JR宇都宮駅東口地区整備事業・LRTの開業などの環境変化への対応が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の防犯意識の高揚 犯罪情勢を捉え、女性を対象とする講習会の充実や小中高生等に対するSNS犯罪被害防止の啓発活動に取り組むとともに、新たに動画などの活用について検討・実施していく。 ・地域における防犯力の向上 警察等と連携を図りながら地域における活動支援に取り組むとともに、防犯灯のLED化促進や防犯カメラのより一層の普及に向けた設置促進、JR宇都宮駅周辺防犯カメラの充実など、本市の環境変化を捉えた防犯対策等に取り組んでいく。

令和3年度 行政評価 施策カルテ

施策名	② 交通安全対策の充実
-----	-------------

施策主管課	生活安心課	総合計画 記載頁	125
-------	-------	-------------	-----

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	10 日常生活の安心感を高める	基本施策目標	地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全で安心した生活を送るための環境が整っています。
------	-----------------------	-------	-----------------	--------	------------------------------------------------------------------------

2 施策の取組状況

施策目標	市民が高い交通安全意識を持ち、安全に安心して道路を利用できる環境が整っています。
------	------------------------------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						評価の組合せ																																																							
	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない																																																																		
産出指標	交通安全教室受講者数(人)	単年度目標値	64,200	64,400	64,600	64,800	65,000	— (※)		<table border="1"> <tr> <th>指標名(単位)</th> <th>満足</th> <th>やや満足</th> <th>満足度(計)</th> <th>やや不満</th> <th>不満</th> <th>わからない</th> </tr> <tr> <td>施策の満足度(%)</td> <td>9.9%</td> <td>32.0%</td> <td>41.9%</td> <td>24.7%</td> <td>12.7%</td> <td>16.7%</td> </tr> <tr> <td>基準値(H29)</td> <td>4.8%</td> <td>30.2%</td> <td>35.0%</td> <td>28.3%</td> <td>10.6%</td> <td>20.5%</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>7.0%</td> <td>33.8%</td> <td>40.8%</td> <td>27.6%</td> <td>15.1%</td> <td>14.1%</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>6.4%</td> <td>35.5%</td> <td>41.9%</td> <td>26.5%</td> <td>11.5%</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						指標名(単位)	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	施策の満足度(%)	9.9%	32.0%	41.9%	24.7%	12.7%	16.7%	基準値(H29)	4.8%	30.2%	35.0%	28.3%	10.6%	20.5%	H30	7.0%	33.8%	40.8%	27.6%	15.1%	14.1%	R1	6.4%	35.5%	41.9%	26.5%	11.5%	15.0%	R2							R3							R4							B
	指標名(単位)	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない																																																																	
	施策の満足度(%)	9.9%	32.0%	41.9%	24.7%	12.7%	16.7%																																																																	
	基準値(H29)	4.8%	30.2%	35.0%	28.3%	10.6%	20.5%																																																																	
H30	7.0%	33.8%	40.8%	27.6%	15.1%	14.1%																																																																		
R1	6.4%	35.5%	41.9%	26.5%	11.5%	15.0%																																																																		
R2																																																																								
R3																																																																								
R4																																																																								
基準値(H28)	63,908	62,639	65,468	45,535																																																																				
目標値(R4)	65,000	97.6%	101.7%	70.5%																																																																				
単年度の達成度																																																																								
成果指標	交通事故発生件数(件)	単年度目標値	1,690	1,640	1,590	1,540	1,500件以下	A	<table border="1"> <tr> <th>指標名(単位)</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> <tr> <td>中核市水準比較</td> <td>362</td> <td>332</td> <td>261</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本市実績</td> <td>286</td> <td>283</td> <td>287</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本市順位</td> <td>18位/54市中</td> <td>27位/58市中</td> <td>42位/60市中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4	中核市水準比較	362	332	261			本市実績	286	283	287			本市順位	18位/54市中	27位/58市中	42位/60市中			B																																	
	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4																																																																		
	中核市水準比較	362	332	261																																																																				
	本市実績	286	283	287																																																																				
本市順位	18位/54市中	27位/58市中	42位/60市中																																																																					
基準値(H28)	1,738	1,497	1,474	1,368																																																																				
目標値(R4)	1,500以下	112.9%	111.3%	116.2%																																																																				
単年度の達成度																																																																								
基準値(H29)																																																																								
目標値(R4)																																																																								
単年度の達成度																																																																								

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初想定した基準により定量的に評価することが適当でない施策指標は、「—」と表記(総合評価は、他の指標をもとに実施)

『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

① 施策指標(産出指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	—
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	A
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
<p>施策を取り巻く環境等</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年における全国の交通事故発生件数は前年比▲18.9%となり、16年連続で減少するとともに、死者数、負傷者数についても過去最小値となった。 国においては、平成30年6月に「自転車活用推進計画」を策定し、自転車事故のない安全で安心な社会の実現を目標に掲げており、また、令和3年3月には国において「第11次交通安全基本計画」が策定され、基本理念には、高齢者や子どもなどの交通弱者の安全の一層の確保が明記されたことから、本市においても、交通事故の現状を踏まえ、特に重要な課題として、子どもや高校生、高齢者、自転車利用者の安全確保を重点的に推進していく必要がある。 栃木県は他の都道府県に比べて自転車乗用中の中高生に起因する交通事故(単独事故含む)の割合が高い。 令和5年3月に予定されるLRTの開業により、本市の交通環境が大きく変化することが見込まれる。 	<p>市民満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> 「第10次宇都宮市交通安全計画」に基づき、交通安全教育の実施や道路交通環境の整備など、各種事業を推進してきたことにより、市民満足度は前年度より改善した。 	86点
<p>施策指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室受講者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、目標値を下回ったが、対面で実施できない学校向けにDVDを作製・活用し、教育機会の確保に努めた。 本市の交通事故は減少傾向にあり、発生件数は昭和45年以降の過去最小値となるなど、交通事故発生件数は目標値を上回っている。 		概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R2概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	交通安全教育	戦略事業	交通ルールの遵守及び交通マナーの向上	市民	幼児から高齢者までの各年代に応じた交通安全教室の開催	コロナの影響による変更	4,485	S49		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】交通ルールの遵守及び交通マナーの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の成長過程に合わせ、幼児から高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、市内の中学校・高校と連携し、入学に伴い慣れない道路を通行する中学校・高校1年生に対する自転車安全利用チラシを活用した教育を実施することにより、交通ルールの遵守につなげた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、交通安全教室は前年度と比較して開催回数が半減したが、小学4年生対象の自転車免許事業については、対面を実施できない学校向けにDVDを複製し、教育の機会を確保した。 ・民間企業と連携しながら、中高生や高齢者を対象とした交通安全教室を開催したほか、チラシを活用した自転車走行空間の理解促進に取り組んだ。 ・本市における交通事故の現状等を踏まえ、子どもや高校生、高齢者、自転車利用者をターゲットとし、新たな手法を用いた交通安全教育を実施する必要がある。 ・LRTをはじめとする公共交通ネットワークの整備など今後の本市の社会・交通情勢の変化を捉え、LRTに関する交通ルールについて、周知を徹底していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針】新たな手法を用いた教室開催と段階的・体系的交通安全教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各世代の特性に応じた教育を行うとともに、子どもや高校生、高齢者、自転車利用者をターゲットとして、動画やVRなどICTを活用した交通安全教育について、関係団体等と意見交換を行いながら、検討・実施していく。 ・LRTの整備に伴う交通環境の変化に対応するため、徒歩・自転車・自動車の立場での交通ルールの周知に向け、関係機関・団体と連携しながら、動画等を使った交通安全教育の内容や対象者等について、特に開業前に集中的に検討・実施していく。
2	交通安全運動の推進		市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	市民	年3回の交通安全運動や普及啓発活動の実施	コロナの影響による変更	186	S45	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】市民一人ひとりの交通安全意識の高揚】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守を推進するため、地域や警察等と連携しながら、春、秋、年末の交通安全運動期間に合わせて、子どもや高校生、高齢者に重点を置いたスローガンのもと、交通安全運動を実施した。 ・飲酒運転根絶に向け、交通安全教室など様々な機会を捉えながら、GRリボンを活用した啓発を行うことにより、市民の交通安全に対する意識の高揚を図ることができた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、交通安全街頭活動の回数は減少したが、実施箇所を見直したうえで、近隣の高校や各地区交通安全推進協議会と連携して行った。 <p>【②今後の取組方針】地域等と連携した交通安全の普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全運動期間に、地域や警察、交通安全団体、学校等と連携しながら、街頭活動等を実施していくとともに、GRリボンを活用しながら飲酒運転根絶をPRしていく。
3	交通安全施設整備事業		交通事故の防止通行の安全確保	市民、道路利用者	交通安全施設の整備	計画どおり	183,260	S45		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】交通安全施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全上危険な箇所について、安心して歩行者や自動車が通行できるような区画線の更新や道路反射鏡を設置したほか、横断歩道橋の新設工事等に着手するなど様々な交通安全施設の整備を実施した。 <p>【②今後の取組方針】計画的な交通安全施設整備の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も道路反射鏡の設置や区画線の更新等に加え、通学路合点検等の結果や地域からの意見を踏まえながら、警察や学校などの関係機関と協議を行ったうえで、より効果的な整備を実施していくとともに、横断歩道橋の新設工事等について早期完了を目指す。
4	自転車走行環境整備事業	SDGs好循環P	自転車利用環境の整備	自転車利用者	道路整備・路面表示	計画どおり	59,268	H17	トップクラス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】安全で快適な自転車走行空間の整備延伸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自転車のまち推進計画後期計画」に基づき、自転車走行空間(6路線、3,770m)の整備を行い、後期計画に位置付けた目標延長57.7kmに対し53.7kmの整備が完了するとともに、サイクリングロード(910m)の整備を行い、山田川サイクリングロードは全線開通となり、自転車利用環境の充実が図られた。 ・本市の自転車専用通行帯規制延長(35.9km)は引き続き全国一位を達成した。 <p>【②今後の取組方針】計画的な自転車走行環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな公共交通との連携強化や自転車を活用した観光振興(サイクルツーリズム)の推進などを掲げた「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」を策定し、本計画に基づき、市内の回遊性向上や周辺市町へ結ばれる広域的ネットワークの構築に向け、さらなる自転車走行空間とサイクリングロードの整備を計画的に推進していく。
5	自転車放置防止対策事業		適切な道路通行空間の確保	市民、自転車利用者	・駐輪場の利用促進と放置禁止の周知 ・市内の自転車放置禁止区域・規制区域内の放置自転車撤去	計画どおり	24,523	S63		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】放置防止指導の実施と駐輪場の利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放置防止指導による自転車放置禁止区域等の周知及び市内高等学校等へ駐輪場の利用促進を図るための周知を行うとともに、「即時撤去」を定期的に実施したことにより放置自転車は減少した。 <p>【②今後の取組方針】放置禁止区域等周知及び適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、放置禁止区域内の通行空間の確保を図るため、概ね月2回の「即時撤去」実施と併せて、周辺の駐輪場の案内を行うことでの利用率の向上を図っていく。 ・放置禁止区域等について現況の把握に努めながら、実態に沿った対策を検討していく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<ul style="list-style-type: none"> ・LRTをはじめとする公共交通ネットワークの整備に伴う交通安全対策の強化 令和5年3月のLRTの開業に向け、今後の本市の社会・交通環境の変化を捉え、LRTに関する交通ルールについて周知を徹底していく必要がある。 ・高齢運転者の交通安全対策の推進 高齢化の進行に伴い、交通事故全体に占める高齢者の交通事故の割合は年々増加しており、また、高齢運転者の事故が社会問題となっていることから、高齢運転者の交通事故防止に向けた取組を推進する必要がある。 ・自転車の安全利用の推進 交通事故全体に占める自転車事故の割合が高まっていることから、自転車の安全利用の推進に向け、世代別人口当たりの自転車事故当事者が多い高校生や中学生へのルール遵守に向けた対策が必要であるとともに、自転車走行空間については、誰もが走行しやすい利便性の高い走行環境を確保するため、引き続き市内の回遊性向上に向け、整備を推進していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・LRTをはじめとする公共交通ネットワークの整備に伴う交通安全対策の強化 徒歩・自転車・自動車の立場からのLRT軌道敷に関する交通ルールの周知に向け、関係機関・団体等と連携しながら、動画等を使った交通安全教育の内容や対象者等について、特に開業前に集中的に検討・実施していく。 ・高齢運転者の交通安全対策の推進 高齢運転者の交通事故防止に向け、高齢者を対象として、自身の反応速度を測定できる機器を活用した交通安全教室を開催するとともに、高齢運転者とその家族向けの啓発パンフレットを作成・配布するなど、高齢運転者の交通安全対策の推進に取り組んでいく。 ・自転車の安全利用の推進 自転車の安全利用を推進するため、事故発生状況や自転車走行空間の整備状況に合わせて実施場所を見直ししながら、警察や学校等と連携し、自転車利用者へ直接呼びかける街頭指導を継続実施するなどルール遵守を図るとともに、ICTを活用するなど新たな教育手法による交通安全教育を実施する。また、安全で快適な自転車走行環境の確保に向け、国・県と連携しながら継続的な自転車走行空間の整備に取り組んでいく。

令和3年度 行政評価 施策カルテ

施策名	③ 消費生活の向上
-----	-----------

施策主管課	生活安心課	総合計画記載頁	125
-------	-------	---------	-----

関連するSDGs目標	16
------------	----

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	10 日常生活の安心感を高める	基本施策目標	地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全で安心した生活を送るための環境が整っています。
------	-----------------------	-------	-----------------	--------	------------------------------------------------------------------------

2 施策の取組状況

施策目標	市民が安全で安心な消費生活を送っています。
------	-----------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
	産出指標	消費生活出前講座の受講者数(人)	単年度目標値	4,230	4,297	4,365	4,432			4,500	— (※)		施策の満足度(%) ('満足'と'やや満足'の合計)	基準値(H29)	6.6%	29.8%	36.4%	
基準値(H29)		4,162	実績値	4,952	4,360	2,601		H30	4.1%	29.7%			33.8%	17.6%	5.8%	36.0%		
目標値(R4)		4,500	単年度の達成度	117.1%	101.5%	59.6%		R1	6.7%	31.9%			38.6%	18.9%	6.0%	34.1%		
単年度目標値								R2	7.6%	35.3%			42.9%	16.9%	4.9%	29.4%		
成果指標	消費生活センターに寄せられる相談件数のうち解決に至った割合(%)	単年度目標値	99.1	99.3	99.6	99.8	100.0	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照	B								
	基準値(H29)	98.9	実績値	97.7	96.6	98.4												
	目標値(R4)	100.0	単年度の達成度	98.6%	97.3%	98.8%												
	単年度目標値																	
【参考指標】	中核市水準比較	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	消費生活相談件数/消費生活相談員数(件)	中核市平均	462.36	494.77	517.07			評価の組合せ 指標 評価		
		本市実績	339.77	414.46	493.18													
		本市順位	14位/54市中	22位/58市中	31位/80市中													
※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]		B: 達成度70%以上100%未満 [20点]		C: 達成度70%未満 [15点]		産出指標	—									
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]		B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]		C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]		成果指標	B									
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]		B: 計画どおり(主に構成事業2事業以上が計画どおり) [20点]		C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]		市民満足	A									
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]		概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]		やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価がある場合を除く) [75点未満]		構成事業	B									

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初想定した基準により定量的に評価することが適当でない施策指標は、「—」と表記(総合評価は、他の指標をもとに実施)

『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
<p>施策を取り巻く環境等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会の進行や高度情報化の進展、電力自由化などの規制緩和により、消費者を取り巻く環境は日々変化し続けており、インターネットによる商取引の増加などに伴う詐欺的商法も次々に登場している。さらに、自然災害による被害や感染症拡大に伴う悪質商法等が発生するなど、消費者問題は複雑・多様化している。 ・平成30年6月に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、令和4年4月1日の施行に伴い、18歳から親権者の同意なしで契約を結べるようになる。 	86点	
<p>施策指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費生活出前講座の受講者数」については、地域や教育機関等と連携し、高齢者や若年層を対象に、新型コロナウイルス感染症に留意しながら多様な手法により出前講座を実施したが、出前講座の依頼が少なかったため、目標値を下回った。 ・「消費生活センターに寄せられる相談件数のうち解決に至った割合」は、関係機関等の研修に参加するなど、相談員の最新の専門的な知識の習得や技術の向上を図ったことにより、複雑・多様化する相談に対応したことに加え、自然災害による被害や感染症拡大に関連した生活関連物資の不足や悪質商法等の発生に伴う相談に対し、国や県などの動向等の情報収集を迅速に行うことにより適切に対応したことから、前年度と同水準となった。 	<p>市民満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者意識の高まりや消費者問題が複雑・多様化する中、相談窓口を年末年始を除いて毎日開設し、年間5,000件を超える消費生活相談に適切に対応してきており、きめ細かな広報・啓発活動にも取り組んできている。また、令和元年度から「特殊詐欺撃退機器等購入費補助事業」を創設し、特殊詐欺被害の未然防止に有効な特殊詐欺撃退機器の普及促進に取り組んでいることから、市民満足度は、令和元年度から毎年度上昇して推移している。 	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R2概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	『①昨年度の評価(成果や課題)』と『②今後の取組方針』
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	消費生活相談事業		消費者被害の救済	消費者	・消費生活相談の実施	計画どおり	233	S56	先駆的 トップクラス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 複雑・多様化する相談に対応、災害等の発生に伴う消費生活に関する相談に適切に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等の研修に参加するとともに、相談事例について情報共有するなど、相談員の最新の専門的な知識の習得や技術の向上を図ったことにより、複雑・多様化する相談に対応した。 ・自然災害による被害や新型コロナウイルス感染症拡大に関連した生活関連物資の不足や悪質商法等の発生に伴う相談に対し、国や県などの動向等の情報収集を迅速に行うことにより適切に対応した。 <p>【②今後の取組方針】: 相談員の知識の習得や技術の一層の向上、災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報収集及び相談対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複雑・多様化する相談に対応するため、引き続き、関係機関等の研修に参加するとともに、外部講師による研修会などを実施し、相談員の最新の専門的な知識の習得や技術の一層の向上を図っていく。また、災害等の発生時における消費生活に関する迅速な情報収集及び相談対応に努めている。
2	消費者教育・啓発事業		消費生活の安全確保	消費者	・消費生活出前講座の開催 ・親学出前講座の開催 ・家庭科副読本の配布 ・家庭の教育手帳の作成、配布 ・広報紙、新聞広告等による情報提供	コロナの影響による変更	3,756	S52		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発、若年層への消費者教育の実施、災害等の発生時における消費生活情報の収集及び消費者への提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や若者を対象とした出前講座の実施や広報紙、生活情報誌、新聞広告等の各種広報媒体を活用し、消費生活に関する最新の知識の普及や被害に遭わないための啓発を行った。出前講座については、コロナ禍においても、音声データ、啓発資料の提供や校内放送を活用して実施するなど、感染拡大防止に留意しながら工夫して取り組んだ。 ・令和4年からの成年年齢の引き下げを見据え、高校・専門学校・大学等を対象に、県においては、出前講座や啓発リーフレット等の配布などにより消費者教育を実施しているところであるが、本市においても、インターネットやスマートフォンを介した定期購入や、副業や投資のノウハウ等の情報商材などの若者が多い契約に関するトラブルなどについて出前講座を行うとともに、庁内関係課と連携して啓発冊子を作成、配布するなど、若年層への消費者教育に取り組んだ。 ・自然災害による被害や新型コロナウイルス感染症拡大に関連した生活関連物資等の状況や悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集及び消費者への情報提供を行った。 ・成年年齢の引き下げが間近に迫っていることから、若年層を始め、広く市民により一層の幅広い周知啓発が必要である。 <p>【②今後の取組方針】: 様々な機会を活用した啓発事業の実施、若年層への周知啓発、災害等の発生時における消費生活に関する国や県などの動向等の情報収集及び消費者への提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、消費者月間やイベント等の様々な機会を活用して啓発を行うとともに、出前講座の実施や各種広報媒体を活用した啓発を行っていく。 ・成年年齢の引き下げについては、若者のみならず、親権者等を含めた市民全体に影響があることから、特に、高校・専門学校・大学等への出前講座の実施や庁内関係課と連携を図るなど、多様な手法により、若年層を重点的に、広く市民により一層の周知啓発を行っていく。 ・引き続き、災害等の発生時において、生活関連物資等の状況や悪質商法等の事例などについて、国や県などの動向等の情報収集及び消費者への情報提供を行っていく。
3	消費者取引適正化事業		消費者の生命・身体・財産の安全確保	三法に規定された製品を扱う販売業者	・家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に基づく立入検査の実施	計画どおり	19	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 立入検査の実施による商品の取引状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の被害防止を図るため、法令に基づき、販売事業者に対して計画的かつ効率的に立入検査を実施し、特定された商品の取引状況について適正であることを確認した。 <p>【②今後の取組方針】: 計画的かつ効率的な立入検査の実施と安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、計画的かつ効率的な立入検査を実施するとともに、法令及び条例に基づき、国や県と連携しながら消費者の安全確保に努めている。
4	特殊詐欺対策事業		特殊詐欺被害の未然防止	消費者、特殊詐欺被害防止に取り組む事業者	・啓発物品の配布 ・特殊詐欺啓発チラシの配布 ・「特殊詐欺被害防止協力店登録事業」の実施	計画どおり	472	H28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 啓発チラシ等の配布や「特殊詐欺被害防止協力店」との連携による消費者への啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発物品や啓発チラシを消費者に配布するとともに、「特殊詐欺被害防止協力店」へ特殊詐欺に関する情報提供を行うなど、協力店と連携した消費者への啓発を実施した。 <p>【②今後の取組方針】: 啓発チラシ等の配布や特殊詐欺被害防止協力店と連携した被害の未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、啓発物品や啓発チラシ等を消費者に配布するとともに、「特殊詐欺被害防止協力店」へ特殊詐欺に関する情報提供を行うなど、協力店と連携した被害の未然防止に向けた取組を行っていく。
5	特殊詐欺撃退機器等購入費補助金		特殊詐欺被害の未然防止	65歳以上の市民	・特殊詐欺撃退機器を購入・設置する費用に対し補助金を交付	計画どおり	5,963	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】: 「特殊詐欺撃退機器」の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特殊詐欺撃退機器購入費補助事業」について、広報紙、ホームページ等の各種媒体による広報・周知や、電気店、特殊詐欺被害防止協力店等への協力依頼、民生委員・児童委員等への周知により、「特殊詐欺撃退機器」の普及促進を図り、目標400件を上回る補助金交付件数となった。 ・特殊詐欺被害者の多くが高齢者であり、その手段の多くが電話によるものであることから、特殊詐欺撃退機器の効果を広く周知し、機器の更なる普及促進を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針】: 「特殊詐欺撃退機器」の更なる普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話による高齢者への特殊詐欺被害を未然に防止するためには、特殊詐欺撃退機器が有効であることから、引き続き、「特殊詐欺撃退機器等購入費補助事業」について、地域や警察、事業者等の関係機関・団体と連携しながら周知するほか、広報紙、ホームページ等の各種媒体や、新たに公共交通機関を活用し、機器の特徴や既に利用している市民の「不審な電話が減って安心」などの声を紹介するとともに、特殊詐欺の事例や機器の警告メッセージの音声データ等を活用し、特殊詐欺被害や機器の機能を体感してもらい、機器の効果を広く周知し、更なる普及促進を図っていく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・消費者教育・啓発事業の推進 消費者教育・啓発事業については、複雑・多様化している消費者を取り巻く状況に対応し、世代に応じた消費生活に関する知識の普及や啓発を行っているが、令和4年4月からの成年年齢の引き下げが間近に迫っていることから、県及び本市において、高校・専門学校・大学等を対象とした消費者教育を実施し、若年層を始め、広く市民により一層の幅広い周知啓発が必要である。</p> <p>・特殊詐欺被害の未然防止 特殊詐欺対策事業については、「特殊詐欺被害防止協力店」と連携した取組や、地域や教育機関等と連携し、高齢者や若年層を対象に出前講座を実施するなど、常に最新の被害事例を踏まえた被害に遭わないための啓発を行っているが、特殊詐欺被害者の多くは高齢者であり、その手段の多くが電話によるものであることから、特殊詐欺撃退機器の効果を広く周知し、機器の更なる普及促進を図る必要がある。</p>	<p>・消費者教育・啓発事業の推進 成年年齢の引き下げについては、若者のみならず、親権者等を含めた市民全体に影響があることから、若者が多い契約に関するトラブルなどについて、特に、高校・専門学校・大学等への出前講座や啓発リーフレット等の配布の実施や、庁内関係課と連携を図るなど、多様な手法により、若年層を重点的に、広く市民により一層の周知啓発を行っていく。</p> <p>・特殊詐欺被害の未然防止 特殊詐欺被害者の多くが高齢者であることを踏まえ、引き続き、「特殊詐欺撃退機器等購入費補助事業」について、地域や警察、事業者等の関係機関・団体と連携しながら周知するほか、広報紙、ホームページ等の各種媒体や、公共交通機関を活用し、機器の効果を広く周知することで、更なる普及促進を図り、電話による高齢者への特殊詐欺被害を未然に防止する。</p>

令和3年度 行政評価 施策カルテ

施策名	④ 食品の安全性の向上
-----	-------------

施策主管課	生活衛生課	総合計画 記載頁	126
-------	-------	-------------	-----

関連するSDGs目標	12 持続可能な消費生活 17 パートナーシップ 持続可能な社会
------------	----------------------------------------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心な未来都市」の実現に向けて	基本施策名	10 日常生活の安心感を高める	基本施策目標	地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全で安心した生活を送るための環境が整っています。
------	-----------------------	-------	-----------------	--------	------------------------------------------------------------------------

2 施策の取組状況

施策目標	事業者、行政が連携して食品の安全性の確保に努め、市民が安全で安心した食生活を送っています。
------	-----------------------------------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						評価の組合せ	
	達成度	単年度の達成度	単年度目標値	実績値	単年度目標値	実績値	単年度目標値		実績値	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない			
産出指標	HACCP研修会の事業者参加率(%)		60.0	80.0	100.0	100.0	100.0	B	② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						A	
	基準値(H28)	25	実績値	51	75	92	達成度		48.9	H30	8.2%	32.4%	44.5%	13.1%	1.8%	35.2%		
	目標値(R4)	100	単年度の達成度	85.0%	93.8%	92.0%	R1		7.7%	41.2%	48.9%	13.9%	2.9%	31.7%				
	基準値(H29)		実績値				R2		8.3%	41.9%	50.2%	12.7%	3.9%	28.2%				
成果指標	食中毒の発生件数(件)		4	4	4	4	4	A	② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						B	
	基準値(H28)	4	実績値	3	2	2	達成度		44.5	H30	7.7%	41.2%	48.9%	13.9%	2.9%	31.7%		
	目標値(R4)	4以下	単年度の達成度	133.3%	200.0%	200.0%	R2		8.3%	41.9%	50.2%	12.7%	3.9%	28.2%				
	基準値(H29)		実績値				R3											
【参考指標】	中核市水準比較		H30	R1	R2	R3	R4	指標	② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						評価	
	食中毒発生件数/10万世帯		2.0	2.2	3.0				達成度	44.5	H30	7.7%	41.2%	48.9%	13.9%	2.9%		31.7%
	本市実績		1.7	1.3	1.7				R2	8.3%	41.9%	50.2%	12.7%	3.9%	28.2%			
	本市順位		27位/54市中	22位/58市中	21位/60市中				R3									

『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

① 施策指標 (産出指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	B
② 市民意識調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	A
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	A
総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価		
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年6月から、原則すべての食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理が求められている。 近年、アニサキス食中毒は全国食中毒統計の病因物質別発生件数が最も多く、市内でも発生しており、病因別患者数では、ノロウイルス食中毒が最も多く、大規模食中毒につながるケースがある。また、国において生食用牛肉による食中毒防止対策を講じているが、法令で規制されていない鶏肉の生食等によるカンピロバクター食中毒が全国で依然として多発している状況である。 食品衛生法が改正され、営業許可業種の見直しや営業届出、食品リコールなど新たな制度が実施されることから、食品等事業者に対する積極的な周知が求められている。 コロナ禍において、レストランなどの飲食店の利用者が減少し、テイクアウトやデリバリーを活用する飲食店が増加している。 	90点		
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> コロナ対策のため、参加人数を制限しつつ食品衛生協会と連携した食品衛生責任者講習会の回数を増やしたほか、HACCP業種別説明会を開催するなどHACCP導入支援を積極的に取り組んだことにより、研修会の事業者参加率は増加した。 市内食品営業施設に対して、食品衛生監視指導計画に基づき、弁当調製施設や魚介類販売施設など食中毒の発生リスクの高い施設を重点的に監視を実施したことなどにより、食中毒の発生が低水準に抑えられた。 	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> 大規模食中毒発生事例がなく、発生件数も少なかったことなどにより、市民の満足度は前年度より上昇した。 	順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R2概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	食品衛生監視指導業務		食品の安全確保の推進	食品営業施設及び学校、病院、社会福祉施設等の集団給食施設	・食品営業施設等の監視及び収去検査(食品抜き取り検査)	コロナの影響による変更	2,923	H8	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：監視指導・収去検査の効果的な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染状況に応じ、食品衛生監視指導を行うこととことから、監視件数は食品衛生監視指導計画の9割程度、収去検体数は7割程度の実施となった。魚介類取扱施設や大規模イベントに関連する宿泊施設、弁当調理施設などを対象に監視を実施し、また、市内流通食品等に重きを置いて収去検査を実施した結果、食中毒発生件数が2件となるなど、食品の安全確保の推進が図られた。 <p>【②今後の取組方針：効果的な監視及び収去の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全確保の推進のため、近年、多発しているアニサキス食中毒や大規模食中毒事件となることが多いノロウイルス食中毒対策として、発生リスクの高い鮮魚介類取扱施設や大規模イベントに関連する宿泊施設及び弁当調理施設を対象とするなど、引き続き、食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を実施する。 	
2	食品健康危害防止対策		HACCPによる衛生管理の導入促進	食品等事業者	・HACCPによる衛生管理の推進	コロナの影響による変更	2,919	H17	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：HACCP導入の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業者は、HACCPによる衛生管理の導入が促進され89施設となった。小規模事業者については、コロナ対策のため、参加人数を制限しつつも食品衛生責任者再教育講習会の開催を増やしたほか、施設監視時や窓口相談時に必要な助言を行ったことにより、令和元年度、令和2年度合わせ概ね予定どおり7,948事業者へHACCPによる衛生管理の導入促進が図られた。令和3年6月に、原則として全ての食品等事業者へHACCPに沿った衛生管理が義務化されることから、HACCPの導入・定着ができるよう支援することが必要である。 <p>【②今後の取組方針：全ての食品等事業者へのHACCP導入の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての食品等事業者へHACCPに沿った衛生管理の導入・定着をさせるため、法改正によるHACCP制度化の周知徹底の個別通知を行うとともに、営業許可の手続き時や施設監視時にHACCPの導入状況を確認や助言を行うことにより、事業者への支援を実施する。 	
3	自主管理体制の強化推進事業		食品等事業者の自主衛生管理の向上	食品等事業者	・食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施	計画どおり	3,773	H8	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：食品衛生協会と連携した巡回指導等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生協会と連携した巡回指導等を実施するとともに、食品営業施設における衛生水準の向上を図り、HACCPの普及を一層推進するため、巡回指導にある食品衛生指導員に対する研修会等を開催したことにより、事業者の自主衛生管理の向上が図られた。 <p>【②今後の取組方針：食品衛生協会との連携した食品等事業者の自主衛生管理の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者へHACCPの考え方などの理解を促進し、自主衛生管理の向上を図るため、引き続き、食品衛生協会と連携し、食品衛生指導員による巡回指導を実施する。 	
4	食品安全知識普及啓発事業		食品安全に関する情報提供の推進	市民	・ホームページや情報誌への食品安全情報の掲載 ・出前講座、手洗い教室、食品安全フェア、消費者教室、親子食品安全教室、食品安全講演会、食品安全セミナーの開催	コロナの影響による変更	690	H8	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：食品安全情報の発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、食品安全講演会や食品安全フェアなどのイベントを中止したほか、出前講座や食品安全セミナーなどにおいて、申込みが減少したこととことから、食品安全に関する情報発信の機会が減ったが、参加人数の制限やグループワークの中止などの感染対策を講じながら、出前講座等を継続するとともに、ホームページや情報誌の活用を行ったことにより、食品安全に関する情報提供を維持できた。 ・今後は、新しい生活様式に対応した情報提供方法を検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針：市民への衛生知識の普及啓発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における食品安全に関する情報提供の推進のため、引き続き、感染対策を講じた出前講座や食品安全セミナーを開催する。 ・新しい生活様式に対応した情報提供方法について検討していく。 	
5	食品衛生検査事務		食品衛生の安全性確保に係る行政指導に必要な検査データの提供	・食品衛生対策所管課	・食品の安全性を確認するための検査の実施とデータ提供	計画どおり	15,851	H8	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：食品衛生検査の項目拡充及び精度の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野草の誤食を原因とする植物性自然毒の検査法を確立し、食中毒検査の項目を拡充するとともに、食品中の細菌や添加物等の基準適合検査等について、迅速かつ正確に実施し、依頼課の食品安全確保対策を円滑に支援できた。また、かんきつ類中の防かび剤と残留農薬の同時試験法の検査法を確立し、検査精度の向上を図るとともに、学会で発表するなど、調査研究を推進した。 <p>【②今後の取組方針：試験検査の充実と調査研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全確保に係る行政指導に必要な検査データを円滑に提供できるよう、衛生環境試験所運営計画(令和2年度～6年度)に基づき、検査項目の拡充を図るとともに、A型肝炎ウイルス検査法の確立や残留農薬検査に係る農産物の品目拡充など、引き続き、調査研究に取り組んでいく。 	

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・HACCPによる衛生管理の導入・定着の促進</p> <p>令和3年6月から、原則すべての食品等事業者へHACCPに沿った衛生管理が義務化され、大規模事業者にはHACCPに基づく衛生管理、小規模事業者(市内食品等事業者の9割)にはHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が求められることから、食品等事業者に対してHACCP導入・定着を支援する必要がある。</p> <p>・食品の安全確保の推進</p> <p>病原物質別発生件数が全国で最も多い状況となっているアニサキス食中毒や大規模食中毒になりやすいノロウイルス食中毒の対策として、発生リスクの高い鮮魚介類取扱施設や大量調理施設を対象とした監視指導を実施する必要がある。また、腸管出血性大腸菌やカンピロバクターは食肉の生食や加熱不足などによりリスクが高まることから、食品等事業者や市民に向けた食中毒対策の更なる指導や周知が必要である。更に、テイクアウトやデリバリーは、調理から喫食までの時間が長くなり食中毒のリスクが高まることから、コロナ禍で新たにテイクアウト等を始めた飲食店に対し食中毒予防対策の徹底を指導する必要がある。</p> <p>・食品安全知識の普及啓発</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講演会やイベントの自粛のほか、出前講座の申込の減少などにより食品安全に関する情報発信の機会が減っていることから、新しい生活様式に対応した情報提供方法を検討する必要がある。</p> <p>・法改正の周知</p> <p>食品衛生法が改正され、令和3年6月から、営業許可業種の見直しや営業の届出、食品リコールなどの新たな制度が実施されることから、市内のすべての食品等事業者へ周知する必要がある。</p>	<p>・HACCPによる衛生管理の導入・定着の促進</p> <p>すべての食品等事業者へHACCPに沿った衛生管理の導入を促進するために、引き続き大規模事業者への支援を行うとともに、食品衛生協会の指導員の協力による巡回指導のほか、窓口での相談や現地確認など、あらゆる機会を通して小規模事業者へのHACCP導入支援を行う。また、すでにHACCPを導入している食品等事業者に対し、施設における監視指導の中で適切な運用であるかの確認をするなど、導入後の技術的支援も行いHACCPの定着を図っていく。</p> <p>・食品の安全確保の推進</p> <p>アニサキス食中毒や大規模食中毒になりやすいノロウイルス食中毒の対策として、発生リスクの高い鮮魚介類取扱施設や宿泊施設及び弁当製造施設などの大規模調理施設を対象として監視指導を計画的かつ重点的に実施していくとともに、食肉の生食や加熱不足に起因する食中毒の未然防止を図るため、鶏肉を提供する施設を中心に、生又は加熱不足の食肉を提供するリスクのほか、具体的な注意点を記載したリーフレット等を活用し、啓発していく。更に、コロナ禍でテイクアウトやデリバリーを始めた飲食店を対象として十分な加熱、刺身などの生ものは提供しないなど食中毒予防対策の徹底を図るため、監視指導を計画的に実施していく。</p> <p>・食品安全知識の普及啓発</p> <p>市民の食品の安全性に関する正しい知識を普及するため、新しい生活様式に対応したICTによる情報提供方法を検討するとともに、更に参加人数の制限やグループワークの中止などの感染対策を講じながら、講演会やイベント、出前講座等を継続し、食の安全について学習できる機会を提供していく。</p> <p>・法改正の周知</p> <p>法改正による食品衛生の確保に向けた様々な取組について、食品等事業者の理解を促進するため、食品等事業者に影響が大きい営業許可制度の見直しや営業届出制度の創設、HACCP制度についてパンフレットを作成し、市内すべての食品等事業者へ通知する。また、食品リコール制度などについてもホームページなどを活用し食品等事業者へ周知を図っていく。</p>

令和3年度 行政評価 施策カルテ

施策名	⑤ 生活衛生環境の向上
-----	-------------

施策主管課	生活衛生課	総合計画 記載頁	126
-------	-------	-------------	-----

関連するSDGs目標



1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	10 日常生活の安心感を高める	基本施策目標	地域・事業者・行政が協働して、日常生活を取り巻く様々な不安・問題を解消する活動に取り組み、安全で安心した生活を送るための環境が整っています。
------	-----------------------	-------	-----------------	--------	------------------------------------------------------------------------

2 施策の取組状況

施策目標	快適で衛生的な生活環境の中で、市民が安全で安心して生活しています。
------	-----------------------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移		指標名(単位)						評価			
	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない														
産出指標	生活衛生関係施設の監視率(%)	単年度目標値	100	100	100	100	100	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照		B									
		基準値(H28)	100	実績値	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	目標値(R4)	100	単年度の達成度	100.0%	100.0%	92.0%			38.6	33.1	38.4	42.6								
	犬猫の正しい飼い方教室等の実施回数(回)	単年度目標値	30	35	35	40	40	-	中核市水準比較		A									
基準値(H28)	29	実績値	36	26	21															
目標値(R4)	40以上	単年度の達成度	120.0%	74.3%	60.0%															
成果指標	市民の密着度が高い理美容所等の生活衛生関係施設の衛生基準適合率(%)	単年度目標値	100	100	100	100	100	A	犬猫の殺処分頭数(頭)		A									
		基準値(H28)	100	実績値	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	目標値(R4)	100	単年度の達成度	100%	100%	100%			120	115	110	105	100以下							
	基準値(H29)	142	実績値	24	5	3														
目標値(R4)	100以下	単年度の達成度	500.0%	2300.0%	3666.7%															

『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

① 施策指標(産出指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	B
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	A
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
総合評価	順調:A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調:主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ:C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価	
<p>施策を取り巻く環境等</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的にレジオネラ症が散発するなど、公衆浴場等生活衛生関係施設に対する自主的な衛生管理の指導の徹底が求められている。 国際化の進展に伴い、本市においてもデング熱など蚊媒介感染症の発生が危惧されており、蚊等の衛生害虫の自主的な駆除や蚊の発生予防が求められている。 近年狂犬病清浄地域であった台湾において、犬と野生動物が狂犬病に感染する事例が発生している。一方、国内では飼育犬の狂犬病予防注射の接種率が低下している現状がある。我が国は清浄地域であるが、国際化の進展に伴い、狂犬病に感染した動物の国内侵入が懸念されている。 愛玩動物が家族の一員として位置づけられ、市民の動物愛護に対する関心が高まる一方で、多数の動物の飼養(多頭飼養)により、周辺の生活環境が損なわれる不適正な事例も散発している。また、大規模災害発生時にペットが自宅にとり残される、飼い主とはぐれ放浪する、避難所でのペットとの共同生活時のマナーなど問題となる事例が発生しており、災害時における飼い主の適正な行動が求められている。 	<p>施策指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活に密接な関係がある生活衛生関係施設の衛生水準の維持向上のため、監視指導を実施したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、監視率は目標値を下回ったものの、衛生基準適合率は目標値を達成した。 犬猫の適正飼養に係るイベントや教室などの開催を通じた啓発については、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの中止や教室の回数を減らしたため、目標値を下回った。 広報紙や犬の悩みごと個別相談等の開催により適正飼養や終生飼養の啓発活動等に取り組んだことに加え、幼弱子猫飼育支援制度の活用により、犬・猫の殺処分頭数は、目標値を大幅に超えて達成することができた。 	<p>市民満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活衛生関係施設の監視強化や動物愛護思想の普及啓発及び殺処分頭数の削減等に取り組んだことにより、市民満足度は前年度より上昇した。 	<p>総合評価</p> <p>85点</p> <p>概ね順調</p>

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R2概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	生活衛生関係施設の監視・指導		施設の衛生状況等の改善	生活衛生関係施設(理美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場)の設置者	施設の衛生状態の確認及び指導の実施	計画どおり	284	H8		①【監視・指導の定期的実施】 ・生活衛生関係施設の監視を計画的に実施することにより、施設の適切な衛生状況等の確認が図られた。 ②【衛生的な生活環境の確保の推進】 ・市民の快適な衛生的な生活環境を確保するため、引き続き、営業施設の監視指導を計画的に実施する。
2	衛生害虫に関する指導・啓発事業		衛生害虫による事故の防止	市民及び市内に土地・家屋を所有している者または管理者	衛生害虫の駆除依頼及び衛生害虫相談室の紹介	計画どおり	353	H8		①【衛生害虫の知識の普及啓発による感染症や事故の防止】 ・市民等へ市ホームページ等を活用して蚊・毛虫・ハチなどの衛生害虫の知識を普及啓発することにより、前年度より相談件数が減少し衛生害虫による事故防止が図られた。 ②【所有者等による自主的な衛生害虫の駆除の推進】 ・衛生害虫による事故防止や蚊媒介感染症発生防止のために、引き続き、衛生害虫の知識の普及啓発に加え、苦情相談があった土地・家屋については現地確認し、必要に応じてその所有者や管理者に対し、自主管理を促す。
3	飼えなくなった犬猫などの引き取り		犬猫の引取り数の削減	飼えなくなった犬、猫等及びその飼い主	飼えなくなった犬、猫の引取り及び終生飼養の普及啓発	計画どおり	8,352	H11		①【適正飼養、終生飼養の普及啓発による引取り数の削減】 ・犬猫の飼い主への適切な飼養の普及啓発を実施したことにより、適正飼養、終生飼養がなされ、犬猫の引取り数の削減が図られた。 ②【飼い主への適正飼養、終生飼養の啓発の推進】 ・犬猫の引取り数の削減のために、引き続き、適正飼養、終生飼養の普及啓発を実施する。
4	狂犬病予防対策		狂犬病発生による健康被害の防止	犬(野犬、飼い犬)及び犬の飼い主	犬の登録、狂犬病予防注射の促進及び野犬の捕獲	計画どおり	30,916	H8		①【予防接種等の促進と犬の捕獲の実施】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、春の集合注射の約75%の日程が中止となったが、秋に臨時集合注射を実施し、予防接種率の大幅な低下を防止できた。 ・飼い主への適正飼養の啓発等による犬の登録や狂犬病予防注射の促進のほか、野犬を捕獲することにより、狂犬病発生による健康被害の防止が図られたが、予防注射頭数は減少しており、予防注射の接種率の向上が課題となっている。 ②【狂犬病予防接種率の向上の推進】 ・狂犬病発生による健康被害の防止のために、引き続き、適正飼養の啓発を行い、犬の登録、予防注射の実施を促進するとともに、市内の野犬(徘徊犬を含む)の捕獲を実施する。
5	動物愛護推進事業		動物愛護思想の普及啓発及び収容動物の譲渡の推進	市民	リーフレット等の配布、各種講習会の実施及び譲渡動物情報の周知	計画どおり	1,319	H15		①【動物愛護思想の普及啓発と収容動物の譲渡促進】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、各種講習会やイベント、譲渡会の多くを中止したが、実施可能なものについては、講習会形式から個別相談形式に変更し、感染対策を講じた上で、動物愛護思想の普及啓発を図った。また、ミルクボランティア事業(市内の協力動物病院で生まれてまもない子猫を譲渡可能な大きさまで育ててもらう取組)により、譲渡の促進が図られた。 ・飼い主が自らの責任のもと、適切にペットと同行避難するなど発災時に対応できるよう、えさの備蓄や、他人と過ごす避難所生活を想定したしつけの実施など、日頃からの備えについて、啓発する必要がある。 ・収容する犬猫の譲渡の推進に当たり、それらの適正な健康管理や飼養などを行うため実施する現有施設の増築改修工事について、進捗や実施設計との適合を確認するとともに、工事期間中においても捕獲等される犬猫を適切に保管する必要がある。 ②【関係者と連携した動物愛護の推進】 ・動物愛護思想の普及啓発と収容動物の譲渡を推進し犬猫の殺処分を減少させるために、引き続き、リーフレット等の配布や各種講習会を実施するほか、関係機関と連携し定期的な譲渡会や、ミルクボランティア事業を円滑に実施するとともに、市主催の総合防災訓練などを活用し、ペットのしつけや健康管理、備蓄品の確保などについて普及啓発を実施する。 ・令和3年度中の動物愛護管理施設の増築改修工事の完成に向け、建築課と密に連携し進捗管理を行うとともに、工事期間中の犬猫について関係機関と調整し適切に保管する。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・生活衛生関係施設衛生水準の維持向上 市内の生活衛生関係施設を原因とするレジオネラ症は発生していないものの、一部の施設の自主検査等において浴槽水や冷却塔水からレジオネラ菌が検出される事例があることから、レジオネラ症の発生に繋がらないよう、施設の衛生水準の維持向上が必要である。</p> <p>・衛生害虫の知識の普及啓発 市民等からの衛生害虫に関する相談件数は減少しているものの、衛生害虫による事故防止や蚊媒介感染症の発生防止のため、引き続き、衛生害虫の知識の普及啓発に加え、土地・家屋の所有者や管理者による自主的な衛生害虫の駆除、発生防止の推進が必要である。</p> <p>・狂犬病予防注射の接種率の向上 令和2年度は新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、春の狂犬病予防集合同射を一部中止したが、秋に臨時集合同射を実施し、予防接種率の大幅な低下を防止できたものの、従来よりは低い状況であった。国内においては動物の狂犬病は発生していないが、国際化の進展に伴い狂犬病に感染した動物の国内侵入が懸念されていることから、犬に対する狂犬病予防注射の接種率の向上が必要である。</p> <p>・適正飼養の普及啓発の推進 飼い主からの飼えなくなった犬猫の引き取り数や殺処分頭数は減少しているものの、依然として引き取り依頼や不適正な多頭飼養事例があることから、動物の適正飼養や終生飼養の普及啓発を推進する必要がある。また、大規模災害の発生に備え、ペットの飼い主に対する防災対策に関する知識の普及が必要である。</p>	<p>・生活衛生関係施設衛生水準の維持向上 公衆浴場、旅館、特定建築物など、生活衛生関係施設の監視指導を行うとともに、浴槽水や冷却塔水の検査を計画的に行い、レジオネラ症感染症防止対策を推進する。</p> <p>・衛生害虫の知識の普及啓発 衛生害虫による事故防止や蚊媒介感染症の発生防止のため、土地・家屋の所有者等に対して自主的な衛生害虫の駆除や、水たまりなど蚊の発生源の除去など、衛生害虫の防除方法について普及啓発する。また、デング熱等の蚊媒介感染症発生時の迅速な対応が可能となるよう関係課と連携を図る。</p> <p>・狂犬病予防注射の接種率の向上 狂犬病の国内侵入のリスク等についてリーフレットを配布する等の啓発を行うとともに、狂犬病予防集合同射の例年通りの接種や動物病院における個別注射を促進することにより、狂犬病予防注射の接種率の向上を図る。</p> <p>・適正飼養の普及啓発の推進 犬猫の適正飼養や終生飼養の普及啓発により、遺棄防止等、動物愛護思想の高揚を図るとともに、関係機関と連携して定期的な譲渡会を開催するほか、従来殺処分されていた離乳前の子猫については、引き続き動物病院と連携することで、飼養・譲渡に努め、犬猫の生存機会の拡大を図る。また、防災訓練への参加などを通じ、ペットと共に避難する際に必要なケージやリード、首輪の確保に加え、避難所生活を想定したしつけなど、平時から準備しておくことについて啓発に努めていく。</p>

令和3年度 行政評価 施策カルテ

施策名	① 協働によるまちづくりの推進
-----	-----------------

施策主管課	みんなでまちづくり課	総合計画記載頁	129
-------	------------	---------	-----

関連するSDGs目標

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	11	市民が主役のまちづくりを推進する	基本施策目標	市民や地域活動団体、NPOなど、多様な主体が連携し、まちづくり活動や、市政への参画に積極的に取り組むことによって、市民が主役となったまちづくりが実践できる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	------------------	--------	-----------------------------------------------------------------------------------------

2 施策の取組状況

施策目標	市民・地域活動団体・NPO・事業者・大学・行政が、役割を分担して、協働のまちづくりに取り組む環境が整っています。
------	----------------------------------------------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出	基本目標Ⅱ	地域産業を支える地域の人材の育成や、未来を生き抜く力を育成する教育など、幅広い分野での「人づくりを進める。				
成果	基本目標Ⅱ	地域産業を支える地域の人材の育成や、未来を生き抜く力を育成する教育など、幅広い分野での「人づくりを進める。				

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価
	産出指標	まちづくり活動応援事業登録者数(累計)(人)	単年度目標値	250	3,000	5,000	10,000	
基準値(H29)		実績値	193	977	1,221			
目標値(R4)		単年度の達成度	77.2%	32.6%	24.4%			
単年度目標値								
基準値(H29)		実績値						
目標値(R4)		単年度の達成度						
成果指標	まちづくりセンターとボランティアセンター登録団体数(団体)	単年度目標値	625	630	641	649	657	B
	基準値(H29)	実績値	602	614	617			
	目標値(R4)	単年度の達成度	96.3%	97.5%	96.3%			
	単年度目標値							
	基準値(H29)	実績値						
	目標値(R4)	単年度の達成度						

② 市民満足度の推移	指標名(単位)	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価
	施策の満足度(%) ('満足'と'やや満足'の合計)	基準値(H29)	6.6%	27.4%	34.0%	15.5%	6.0%	38.8%
	H30	3.4%	26.8%	30.2%	15.0%	4.1%	43.5%	
	R1	6.2%	28.1%	34.3%	16.5%	3.8%	41.5%	
	R2	3.7%	29.2%	32.9%	16.9%	4.7%	38.0%	
	R3							
R4								

③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照		B						
【参考指標】 中核市水準比較	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4	評価の組合せ 指標 評価	
	市社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体数/市民1千人	中核市平均	0.57	0.55	0.55			
	本市実績	0.63	0.69	0.69				
	本市順位	15位/54市中	13位/58市中	12位/60市中				

『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標/成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	C
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<p>・2040年頃にかけて全国的に進行する人口減少・高齢化等の人口構造の変化や、価値観の変化・多様化などにより、住民ニーズや地域課題は多様化・複雑化していくことが見込まれている。</p> <p>・こうした中、国では、地域活動団体の活性化を図るとともに、全ての人々がその能力を社会で発揮できるよう、共助の活動の展開が重要であると捉え、個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな「つながり」が構築され、全員で作り上げていく共助社会の実現を目指している。また、特定非営利活動法人は、多様化したニーズに効果的かつ機動的に答え、個々人の自己実現を活かすことができる仕組みとして、今後ますます重要な役割を果たすことが期待されている。</p> <p>・東日本大震災や令和元年度東日本台風(台風19号)等の大災害を通じ、改めて、市民、地域活動団体をはじめとした、活動主体同士の協働によるまちづくりの重要性が高まっている。</p>	75点
施策指標	<p>・まちづくり活動応援事業登録者数については、地域活動団体、NPO、企業等を対象とした事業説明会の開催やホームページ・SNSなどを活用した事業周知など事業の推進に取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症に伴う地域活動団体の活動休止などの影響により、登録者数は前年度に対し微増となっている。</p> <p>・まちづくりセンター等登録団体数については、まちづくりに関する相談対応や、ボランティア等への参加者の人材育成支援、SNSを活用したまちづくりに関する情報発信などに取り組んだことにより、登録団体数は前年度に対し微増となっている。</p>	市民満足度 概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R2概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	市民憲章推進協議会補助金		市民憲章が目指す「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現	市民憲章推進協議会	市民憲章の普及啓発と協議会への事業支援	計画どおり	2,753	S55		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:市民憲章の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民憲章に掲げる「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現に向け、新たに作成した市民憲章啓発用パンフレットやPR動画の活用により、市民憲章の周知啓発を図った。 市民憲章の普及啓発をより一層推進し、市民等の理解促進に努めていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:市民憲章の普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成団体やボランティア、地域活動団体、企業などと連携を図りながら、ホームページ、SNS、各種メディア等や、イベント等の機会を通じて市民憲章の普及啓発を図っていく。
2	まちづくり活動応援事業	SDGs 好循環P 戦略事業	まちづくり活動に参加する「きっかけ作り」と活動継続の「励み」の創出	・市民 ・地域団体 ・NPO ・企業 等	・まちづくり活動情報の発信・入手 ・まちづくり活動への参加機会の創出	計画どおり	15,208	R1	独自性 先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:まちづくり活動応援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域団体、NPO、企業等を対象とした事業説明会の開催や、ホームページ・SNSなどを活用した事業周知のほか、活動事例集・事業PR動画を作成し、新たな普及啓発の充実を図った。 継続的にまちづくり活動応援事業を推進するため、地域団体等に対する説明会開催の働きかけや、SNSなどを活用した事業周知など、市民への参加登録を促していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:まちづくり活動応援事業の周知啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動者の「励み」や実施団体の「活力向上」につながるよう、地域行政機関と連携しながら、活動事例集や事業PR動画等を活用し、地域活動団地に対する事業の理解促進を図るとともに、まちづくりセンターやSNS等を通じたNPO、企業等への参加促進など、効果的な方策を検討し、実施していく。
3	市民活動助成事業助成金		市民活動団体の自立化及び活動の活性化	市民活動団体	公益的な非営利活動に対する財政支援	計画どおり	1,129	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:市民活動団体の活性化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体に事業の周知を実施した結果、10団体に対してまちづくり活動に要する費用の一部を助成し、市民活動団体の活性化・自立化の促進を図った。 市民活動団体が継続的に活動できるよう、団体の活動実態に応じた支援内容の見直しを図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:継続的な市民活動団体への活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体が、活動を持続し、将来的に自立できるよう、まちづくりセンターと連携しながら、申請促進に努めるとともに、財政支援内容などを見直すことにより、制度の充実を図っていく。
4	まちづくりセンターの運営		まちづくり活動の活性化	・市民 ・地域活動団体 ・非営利活動団体 ・企業 ・大学	まちづくり活動の支援	計画どおり	29,100	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:市民協働のまちづくり活動への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民協働のまちづくりの拠点施設として、まちづくりに関する相談対応やボランティア等の人材育成支援などに取り組んだ結果、高い水準の利用者満足度を維持することができた。 地域活力の維持・向上に向けた支援の充実を図るため、地域団体等の運営や団体間の連携などを支援していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:まちづくり活動団体の活性化支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、まちづくり活動の活性化や活動主体間の連携・協力の促進に取り組むとともに、まちづくり活動応援事業を活用し、地域団体、NPO、企業等のまちづくり活動への参加促進を図っていく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・市民協働の推進</p> <p>人口減少、少子・超高齢化の進行に伴い、まちづくり活動の参加者や担い手の不足により、地域社会の活力低下が懸念されていることから、活動の活性化の実現に向けて、多くの市民が適切な役割分担のもと、自ら進んでできることを行い、ともに支え合う「市民の自発的な協働の強化」に取り組む必要がある。</p> <p>協働によるまちづくり活動の発展に向けて、活動の活性化や活動主体間の連携・協力の促進に取り組むとともに、地域活動団体、NPO、事業者等のノウハウや資源を活かした「多様な主体による地域の活力の維持」に取り組む必要がある。</p> <p>・まちづくり活動応援事業の推進</p> <p>まちづくり活動応援事業を推進するため、市内39地区、NPO、企業等への利用の働きかけや、広報紙、SNSなど様々な媒体を活用した事業周知などにより認知度の向上を図り、市民への参加登録と活用を促進していく必要がある。</p>	<p>・市民協働の推進</p> <p>第3次市民協働推進計画に基づき、まちづくり活動応援事業や市民活動助成事業、まちづくりセンターにおけるまちづくり参加体験事業等の実施により、様々な世代の活動参加機会の創出や地域活動団体のまちづくり活動の活性化を支援し、市民や活動団体の自発的な協働意欲の向上・強化に取り組む。</p> <p>地域活動団体、NPO、企業等がそれぞれの役割分担のもと、連携・協力してまちづくりに取り組むことができるよう、まちづくりセンターや関係機関等と連携しながら、活動団体の自立化や持続的な活動の支援に取り組む。</p> <p>・まちづくり活動応援事業の推進</p> <p>活動者の「励み」や実施団体の「活力向上」につながるよう、地域行政機関と連携しながら、活動事例集や事業PR動画等を活用し、地域活動団地に対する事業の理解促進を図るとともに、まちづくりセンターやSNS等を通じたNPO、企業等への参加促進など、効果的な方策を検討し、実施していく。</p> <p>事業の周知や取組方針については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、随時、見直しを図りながら、効果的な事業の推進を図っていく。</p>

令和3年度 行政評価 施策カルテ

施策名	② 地域主体のまちづくりの推進
-----	-----------------

施策主管課	みんなでまちづくり課	総合計画記載頁	128
-------	------------	---------	-----

関連するSDGs目標




1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	11	市民が主役のまちづくりを推進する	基本施策目標	市民や地域活動団体、NPOなど、多様な主体が連携し、まちづくり活動や、市政への参画に積極的に取り組むことによって、市民が主役となったまちづくりが実践できる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	----	------------------	--------	-----------------------------------------------------------------------------------------

2 施策の取組状況

施策目標	地域住民が、コミュニティを大切にしながら、地域の特性に合わせ一体的にまちづくり活動に取り組む環境が整っています。
------	----------------------------------------------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価		
	産出指標	自治会加入世帯数(世帯)	単年度目標値	148,500	148,620	148,740	148,860		149,000	B	② 市民満足度の推移	施策の満足度(%) ('満足'と'やや満足'の合計)	基準値(H29)	6.8%	30.0%	36.8%		17.5%	7.4%
基準値(H29)		148,389	実績値	148,473	148,392	148,033		(%)	調査結果		基準値+5pt	H30	4.3%	28.0%	32.3%	17.6%	6.0%	37.0%	
目標値(R4)		149,000	単年度の達成度	99.9%	99.8%	99.5%		R1	7.2%		32.9%	40.0%	20.4%	6.5%	30.0%				
単年度目標値								R2	4.7%		30.1%	34.8%	20.8%	5.9%	31.1%				
基準値(H29)			実績値					R3											
目標値(R4)			単年度の達成度					R4											
成果指標	地域まちづくり計画推進地区数(地区)	単年度目標値	29	31	33	36	39	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照									B	
	基準値(H29)	26	実績値	28	29	31			【参考指標】	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	評価の組合せ		
	目標値(R4)	39	単年度の達成度	96.6%	93.5%	93.9%				中核市水準比較	自治会加入率	中核市平均	70.2%	69.7%	69.0%				
	単年度目標値									本市実績	67.2%	66.5%	65.8%						
	基準値(H29)		実績値							本市順位	32位/54市中	38位/58市中	38位/60市中						
	目標値(R4)		単年度の達成度																

『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	B
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価	
施策を取り巻く環境等	・コミュニティ意識の希薄化、少子・超高齢化の進行により、良好な環境や地域の価値を維持・向上させる取組の担い手が減少しており、これまで築かれてきた地縁による共助の支え合い体制の基盤の弱体化が危惧されることから、自治会を中心とした「共助」の役割を担う多様な主体が、快適で安心な暮らしを営んでいけるよう、持続可能な地域社会の形成を図るよう努めている。 ・東日本大震災や令和元年度東日本台風(台風19号)等の大災害を通じ、改めて、市民、地域活動団体をはじめとした、活動主体同士の協働によるまちづくりの重要性が高まっている。	80点	
施策指標	・自治会加入世帯数は、少子・超高齢化やライフスタイルの多様化など、社会情勢が変化中、宇都宮市自治会連合会等と連携しながら、集合住宅世帯への加入の働きかけ強化や、自治会の魅力創出などの加入促進策を実施したことにより、前年度に対し、微減となっているものの、概ね目標を達成した。 ・地域まちづくり計画推進地区数は、住民自らが地域の将来像を描く地域まちづくり計画(地域ビジョン)の推進に向け、策定済み地区の取組事例の紹介や地域行政機関による継続した支援を実施したことにより、前年度に対し2地区増加し、概ね目標を達成した。	市民満足度	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R2概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	地域まちづくり計画の策定支援	戦略事業	・地域まちづくり計画の策定の促進	地域まちづくり組織	地域まちづくり計画研修会へのアドバイザーの派遣	計画どおり	—	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:地域まちづくり計画の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり計画の未策定地区を対象として、計画策定の目的や必要性への理解促進を図るために研修会を開催し、計画策定促進に向けた意識醸成を図ったことにより、新規着手地区が2地区増加した。 ・複雑多様化する地域課題やニーズに対応し、地域特性を活かしたまちづくりを推進するため、地域の将来の指針となる地域まちづくり計画策定の促進とともに、策定済地区における計画の進行管理等を支援の充実を図っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針】:計画未策定地区への策定着手支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり計画の未策定地区に対して、地域学講座の開催や策定済地区の事例紹介等により、理解促進と意識醸成を図っていく。 ・策定済地区に対して、地域行政機関による地域まちづくり計画の進行管理等の支援の充実を図っていく。
2	協働の地域づくり補助金	戦略事業	・特色ある地域づくり活動の促進 ・地域まちづくり計画の策定の促進	地域まちづくり組織	地域まちづくり組織の活動への支援	計画どおり	70,491	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:特色ある地域づくり活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域の特性や地域の力を十分生かし、地域が主体的に取り組めるよう、補助制度の活用や事業実施のアドバイス、他地区の取組事例の紹介などの支援により、特色ある地域づくりの促進を図った。 ・補助対象として、新たに、感染防止対策に必要な衛生機材等を加えることにより、活動再開に向けた環境づくりを支援した。 ・地域主体のまちづくりの促進に向け、地域まちづくり組織の企画・運営力の向上などの機能強化と活動の活性化を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針】:地域主体のまちづくりへの継続支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域が抱えるそれぞれの課題やニーズに対し、地域特性を活かしながら、地域主体のまちづくりに取り組めるよう、地域まちづくり計画策定の促進、計画の具現化に向けた補助制度の活用や事業実施のアドバイス、他地区の取組事例の紹介など、支援の充実を行っていく。
3	宇都宮市自治会連合会補助金	戦略事業	・自治会活性化の促進	・宇都宮市自治会連合会 ・地区連合自治会 ・単位自治会	・宇都宮市自治会連合会の活動への支援 ・自治会加入促進	計画どおり	59,154	S54		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:自治会活性化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市自治会連合会等に対する運営や安全安心につながる活動への助成により、自治会活動の活性化を図った。 ・市民生活にもっとも身近な自治会への加入促進や魅力づくりを支援することにより、地域コミュニティの活力維持や活動の活性化を図っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針】:自治会活性化への継続支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、宇都宮市自治会連合会等の運営や活動への助成を継続するとともに、「自治会加入促進・活性化業務」により得られた成果をもとに、自治会の魅力づくりや活動の見える化等の支援と充実を図っていく。
4	自治会の活性化支援	戦略事業	・自治会活性化の促進	・単位自治会	・自治会加入促進・活性化業務	計画どおり	1,000	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:自治会活動の活性化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自治会加入促進に向けたアドバイザー派遣」及び「自治会活性化支援(ワークショップ等の開催)」により、自治会加入促進や活動の活性化につながる新たな取組モデルを整理した。 ・宇都宮市自治会連合会と連携しながら、引き続き、様々な機会を捉えた自治会加入促進に取り組むとともに、宇都宮市自治会連合会が実施する自治会加入のメリットを創出する事業への支援に取り組む。 <p>【②今後の取組方針】:自治会活動の活性化支援の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市自治会連合会補助金の充実を図ることで、全市的な自治会活動の活性化支援に取り組んでいく。
5	地域集会所等建設推進事業補助金	戦略事業	・自治会の活動場所や地域住民の居場所の整備促進	・単位自治会	・地域集会所建設のための補助	計画どおり	21,738	S53		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:自治会活動拠点の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域集会所等建設にかかる助成により、自治会活動拠点の整備促進を図った。 ・支援を必要とする自治会が本制度を活用できるよう、周知等に努めていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針】:自治会活動拠点整備の継続支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、制度の周知に努めていくとともに、空き家再生支援事業等とも連携しながら、自治会活動拠点の整備促進を図っていく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・自治会活動の活性化支援の継続 地域コミュニティの中核を担う自治会は、自治会加入率の低下や、担い手や役員の高齢化・固定化などの課題を抱えていることから、加入促進や活動の活性化に向け、「自治会加入促進に向けたアドバイザー派遣」及び「自治会活性化支援」の取組により得られた成果を全市に広げていく必要がある。</p> <p>・地域主体のまちづくりへの継続的な支援 各地域が抱える課題やニーズに対し、地域の特性や地域の力を十分に活かし、地域が主体的に取り組めるよう、地域まちづくり組織の企画力の向上など組織の機能強化を図るとともに、地域まちづくり組織の活動の活性化に向け、支援する必要がある。</p> <p>・地域まちづくり計画の策定等への支援 多様化する地域課題やニーズに対応し、地域特性を活かしたまちづくりを推進するため、住民自らが地域の将来像を描く地域まちづくり計画の策定を促進するとともに、策定済地区における計画の進行管理等に向けた支援の充実を図っていく必要がある。</p>	<p>・自治会活動の活性化支援の継続 宇都宮市自治会連合会補助金を拡充し、自治会が主体となった取組に対するアドバイザー派遣等の支援を全市に広げるとともに、自治会が地域の課題解決や活動の活性化などに主体的に取り組んでいけるよう、優良活動事例の紹介や活動助言など地域行政機関と連携した支援に取り組む。 宇都宮市自治会連合会と連携しながら、引き続き、様々な機会を捉えた自治会加入促進に取り組むとともに、宇都宮市自治会連合会が実施する自治会加入のメリットを創出する事業への支援に取り組む。</p> <p>・地域主体のまちづくりへの継続的な支援 各地域が特性を活かしながら主体的にまちづくりに取り組めるよう、地域まちづくり計画策定の促進、計画の具現化に向けた補助制度の活用や事業実施のアドバイス、他地区の取組事例の紹介など、地域行政機関と連携した支援の充実に取り組む。</p> <p>・地域まちづくり計画の策定等への支援 地域まちづくり計画の策定の目的や計画の必要性の理解促進を図るため、未策定地区に対して、地域の魅力の再発見や身近な課題をテーマとしたワークショップの開催を働きかけるなど、策定着手に向けた支援に取り組む。また、計画策定済の地区に対しては、地域行政機関により計画の進捗状況を確認し、具現化に向けた支援に取り組む。</p>

令和3年度 行政評価 施策カルテ

施策名	③ 市民の市政への参加促進
-----	---------------

施策主管課	広報広聴課	総合計画 記載頁	129
-------	-------	-------------	-----

関連する SDGs目標	
----------------	--

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	11 市民が主役のまちづくりを推進する	基本施策目標	市民や地域活動団体、NPOなど、多様な主体が連携し、まちづくり活動や、市政への参画に積極的に取り組むことにより、市民が主役となったまちづくりが実現できる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	---------------------	--------	----------------------------------------------------------------------------------------

2 施策の取組状況

施策目標	市民と行政の間で情報が共有され、市民の意見が市の政策により的確に反映されています。
------	-------------------------------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	産出指標	指標名(単位)							評価	② 市民満足度の推移	指標名(単位)							評価
		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	満足	やや満足			満足度 (計)	やや不満	不満	わからない				
① 施策指標	産出指標	まちづくり懇談会等における参加者数(人)(累計)	単年度目標値	4,250	8,500	12,750	17,000	21,250	— (※)	② 市民満足度の推移	③ 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照					B
		基準値(H29)	—	実績値	3,871	7,608	11,319											
		目標値(R4)	21,250	単年度の達成度	91.1%	89.5%	88.8%											
		基準値(H29)		実績値														
		目標値(R4)		単年度の達成度														
		達成率																
① 施策指標	成果指標	まちづくり懇談会における意見の反映割合(%) (累計)	単年度目標値	56.0	57.0	58.0	59.0	60.0	A	【参考指標】	中核市水準比較		H30	R1	R2	R3	R4	B
		基準値(H29)	54.6	実績値	67.7	68.7	87.9											
		目標値(R4)	60.0	単年度の達成度	120.9%	120.5%	151.6%											
		達成率																
		基準値(H29)		実績値														
		目標値(R4)		単年度の達成度														

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初想定した基準により定量的に評価することが適当でない施策指標は、「—」と表記(総合評価は、他の指標をもとに実施)

『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 進増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	実績値 / 目標値 × 100 (%)
★ 進減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	目標値 / 実績値 × 100 (%)

① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	—
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	A
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)		総合評価
<p>施策を取り巻く環境等</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化や高度情報化といった社会情勢の変化に伴い、市民の公共サービスに対するニーズも多様化・複雑化していることから、よりきめ細かなニーズの把握が必要となっている。 ICTの進展により、個人の情報収集手段や通信手段が多様化しており、また、世代によっても情報収集手段や通信手段が異なることから、対象者に応じた効果的な情報の発信が求められている。 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民の安心・安全への意識がこれまで以上に高まっていることから、新型コロナウイルス感染症に関する正確かつ速やかな情報発信や、まちづくり懇談会などの集団広聴事業における感染拡大防止対策の徹底が求められている。 	<p>市民満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により、まちづくり懇談会などの集団広聴事業は全て中止としたため、参加者数の評価は困難であるが、新型コロナウイルス感染症に関する意見を中心に、宮だよりの受付件数が増加するなど、宮だより事業(個別広聴)や市政世論調査事業(調査広聴)については継続して実施し、市政への意見反映に努めている。 また、まちづくり懇談会で出された意見に対しては、懇談会以降における対応についても、継続して進捗管理を行っている。令和2年度のまちづくり懇談会が中止となったため、進行管理対象の意見件数は据え置いたままであり、これまでの評価と単純比較はできないが、市政への反映割合は高水準で推移している。 	<p>86点</p> <p>概ね順調</p>

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R2 概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	集団広聴事業(まちづくり懇談会等)		市民の市政への参画の促進	市民	地域まちづくり組織との共催による「まちづくり懇談会」や、軽食をとりながら気軽に市長と語りあう「市長とトーク」を実施する。	計画どおり	0	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:今後4年間の開催内容等の整理、安全・安心に参加できる感染防止策等の検討、若い世代の参加低調)・令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、「まちづくり懇談会」及び「市長とトーク」は全て中止した。このうち、「まちづくり懇談会」については、これまでの取組の評価や地域の意見を聴き、今後4年間の実施内容について整理した。・集団広聴事業において、市民が安心・安全に参加できるよう新型コロナウイルス感染症対策を徹底するとともに、感染状況を踏まえながら事業の実施の可否を検討していく必要がある。・また、集団広聴事業における若い世代の参加促進を図る必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:感染防止対策の徹底、開催可否の適切な判断、若い世代の参加促進に向けた働きかけ)・まちづくり懇談会については、提案された意見を市政に反映するなど一定の事業目的は達成されており、地域においても、従来通りの開催を望む声が多いことから、今後4年間については、これまでのと同様の内容により実施していく。・まちづくり懇談会においては、「宇都宮市地域活動ガイドライン」等を踏まえた感染防止策を全ての地域において講じるとともに、開催の可否については、栃木県が示す警戒度レベルに応じた開催基準に加え、地域の意向を聞いて判断していく。・若い世代の参加を促進するため、市ホームページ等による既存の周知方法に加え、SNSの活用や市内大学との連携した周知強化に取り組むほか、育成会などの地域団体への呼びかけや、若い世代の意見の提案について協力を呼びかける。</p>
2	宮だより(ふれあい通信、市長へのメール、市長へのファクスなど)事業		市民の市政への参画の促進	市民	ふれあい通信(手紙等)、市長へのFAX、市長への電子メールによる市民からの声を聴取する。	計画どおり	6	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:迅速な対応・回答の実施、意見の公開)・新型コロナウイルス感染症に関するご意見等が多数寄せられ、宮だより受付件数は前年度に比べて約2倍となったが、丁寧かつ適切に対応することができた。・市民が主役のまちづくりを実現するため、市民から寄せられた市政に対する意見等については、広報広聴主任者会議等を活用し、全庁的な協力を得ながら、迅速かつ丁寧に回答するとともに、多くの市民に市政を身近に感じてもらえるよう、施策に反映された意見等についてホームページ上に公開している。</p> <p>【②今後の取組方針】:迅速な対応・回答等の継続的な実施)今後とも、寄せられた意見について迅速かつ丁寧に対応するとともに、寄せられた意見数等をまとめた「市民の声」や、多くの市民に影響のある意見・要望やそれに対する市の回答等について、市ホームページで周知していく。</p>
3	市政世論調査事業		市民の市政への参画の促進	宇都宮市に居住する満18歳以上80歳未満の市民(住民基本台帳から4,800人を無作為抽出)	政策の満足度・重要度や各課の課題について調査項目を作成し、郵送調査。集計・分析を行う。	計画どおり	2,963	S43		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:回収率50%以上の維持)回収率を向上し調査結果の信頼度をより高めるため、平成27年度から、郵送による回収と併せてインターネットによる回答を併用し回収率50%以上を維持している。</p> <p>【②今後の取組方針】:回収率の向上に向けた取組の実施)今後とも、郵送とインターネットによる回答を併用し、リマインダー(回答者へのお礼、兼、未回答者への催促通知)も活用しながら回収率の向上に努める。</p>
4	広報紙等の発行事業		広報・広聴事業の充実	市民	広報紙を発行する。その他(点字広報、声の広報、暮らしの便利帳、航空写真)	計画どおり	104,497	S25	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:全市民に対する市政情報の提供)・広報紙は市民の8割が市政情報を入手する重要な媒体であることから、読者ファーストの紙面構成を意識し、多様な市民ニーズに対応した行政サービスの情報発信に努めている。・また、広報紙は新聞折込による市内各世帯への配布とともに、新聞未購読世帯には郵送しているほか、ホームページ上の公開に加え、民間の媒体を活用しているところであり、市政情報提供の充実を図っている。・市政の重要課題について情報提供を行い、市民の意見や提案を募って施策・事業に反映させる政策特集(広報うつつのみやプラス)を年4回実施した。</p> <p>【②今後の取組方針】:各種広報媒体との連携による情報発信の充実)・今後、分りやすく魅力ある広報紙にするため、読者の声を踏まえ、読者ファーストを意識した魅せる紙面構成や多様な市民ニーズに対応した情報の提供に努める。・また、市政情報の発信については、広報紙を入手していない世帯などに対する、各種広報媒体を活用した情報発信の更なる充実について検討する。・政策特集については、広報広聴を同時に達成できる手法であることから、時節を捉えたテーマを選定するとともに、本市の施策・事業に対する市民の理解がより深まるような、市民目線で紙面構成等に取組んでいく。</p>
5	ホームページによる広報事業		広報・広聴事業の充実	市民(ホームページ等が見られる環境にある市民)	ホームページ等情報発信	計画どおり	8,237	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:使いやすく詳細な情報を即時に提供できるホームページの構築)・ホームページによる情報提供は、即時性・情報量の多さのほか、視覚障がい者への情報提供にも配慮した有効な手段であり、「すべての人に使いやすい」、「本市のイメージアップを醸成する」、「災害に強い」、「運用管理しやすい」の考え方に基づき、効果的な広報事業に取り組んでいる。・新型コロナウイルス感染症に関するお知らせをトップページに掲載するとともに、発生状況を即時公開し、アクセシビリティの向上に努めた。また、市民課窓口などの待ち状況の情報を集約して提供することにより、市民サービスの向上を図った。</p> <p>【②今後の取組方針】:多様なニーズに対応した内容の充実)・今後は、社会の情勢や技術革新を見極めながら、より効果的で市民ニーズに合った情報提供を行うとともに、外国言語に対応したポータルページの活用など、多様なニーズに対応できるよう、内容の充実にも努めていく。また、災害等の際は、市民に速やかかつ円滑に分りやすく情報提供ができるよう、適宜、ホームページを災害版に切り替えるなど、適切な対応に努める。</p>

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・広聴事業における感染症対策の徹底・若い世代の参加促進 市民が安心・安全に参加できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する必要がある。また、まちづくり懇談会については若い世代の参加者数が少ない地区があることや、「世論調査」については意見数及び回答者数がほぼ横ばいであることから、市民の市政への関心や理解をより深め、誰もが気軽に市政に参画しやすい環境づくりが必要である。</p> <p>・広報広聴機能の充実・強化 新型コロナウイルス感染症やスーパースマートシティなど市の主要な施策について、適切な時期にわかりやすい情報を市民に提供し、市民の市政参画意欲の醸成を図る必要がある。</p>	<p>・広聴事業における感染防止対策の徹底・若い世代の参加促進 「宮だより」や「まちづくり懇談会」等の広聴事業については、市民の意見が市政に反映される機会として効果的であることから、特にまちづくり懇談会においては、地域の意向を踏まえ開催することとし、開催にあたっては、「宇都宮市地域活動ガイドライン」を踏まえて感染症対策を講じた上で実施するとともに、既存の周知媒体に加えて、SNSを活用して若い世代の方への参加をよびかけるなど、広聴事業の内容充実にも努めるとともに、意見反映状況を市民に周知することにより市政への参画意識を高める。また、LINEを活用したAIによる問い合わせ応答サービス「教えてMAYYARI」に、市ホームページサイト「宮だより」や「宮だより」の案内機能を追加したところであり、若い世代に身近なSNSを入口として、より気軽に市政に対する意見等を提出できるよう、市民の市政への参画機会の拡充と周知に取り組む。</p> <p>・広報広聴機能の充実・強化 市政情報について、発信する情報種別や、世代に応じて紙や情報通信機器などの様々な広報媒体を組み合わせた情報発信を行うことで、市民が市政情報に接する機会を増やし、情報が市民に広く正確に行き届くよう広報機能を充実させ、市政に関する市民の理解促進を図る。</p>

令和3年度 行政評価 施策カルテ

施策名	① かけがえのない個人の尊重
-----	----------------

施策主管課	男女共同参画課	総合計画記載頁	131
-------	---------	---------	-----

関連するSDGs目標	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
------------	-----------------	----------------------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心な未来都市」の実現に向けて	基本施策名	12 相互理解の促進による共生社会を形成する	基本施策目標	家庭、地域、学校、事業者、行政等の十分な連携の下で、市民の誰もが思いやりの心を持ち、差別や偏見を持つことなく互いに理解し合い、安心して暮らすことのできる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	------------------------	--------	----------------------------------------------------------------------------------------

2 施策の取組状況

施策目標	全ての市民が、平和の尊さを理解し、互いに個人として尊重し合い、その人権が擁護されています。
------	-----------------------------------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						評価の組合せ
	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価										
産出指標	DV啓発講座の累計受講者数(人)	単年度目標値	1,350	2,700	4,050	5,400	6,750	B	② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						B
	基準値(H28)	実績値	2,180	3,391	3,900				② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						
	目標値(R4)	単年度の達成度	161.5%	125.6%	96.3%				② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						
	単年度目標値	単年度の達成度							② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						
成果指標	配偶者からの暴力の相談窓口の周知度(%)	単年度目標値	50.0	55.0	60.0	65.0	70.0	B	② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						B
	基準値(H28)	実績値	47.4	50.4	52.9				② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						
	目標値(R4)	単年度の達成度	94.8%	91.6%	88.2%				② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						
	単年度目標値	単年度の達成度							② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						
【参考指標】	中核市水準比較	指標名(単位)	H30	R1	R2	R3	R4	指標	② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						評価
	中核市平均								② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						
	本市実績								② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						
	本市順位								② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						

『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について	
★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	B
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別・いじめ等のほか、配偶者等からの暴力が潜在化するなどの人権問題が発生していることから、人権意識の醸成のための効果的な周知啓発や、相談体制の充実などに取り組んでいる。 令和元年6月に児童虐待防止法等の一部改正法が成立し、併せてDV防止法も改正され、配偶者暴力相談支援センターが相互に連携すべき関係機関として、児童相談所が明確化された。 DVや児童虐待は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、相互に密接な関係があることが指摘されていることから、早期の相談や支援を行うため、DV対策と児童虐待対策について連携して取り組んでいる。 	80点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> DV啓発講座の累計受講者数について、若年層からの意識啓発が重要であるため、大学や専門学校のほか中学校・高校においてもデートDV防止出前講座を実施したところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催数が減少したことにより、累計受講者数の年度目標値には達しなかった。 相談窓口の周知度については、コロナ禍におけるDV被害の潜在化を防止し、被害者の早期の相談・支援を行うため、広報紙やホームページ等で、配偶者からの暴力相談窓口の周知・啓発に努めたことにより、目標値には達しなかったものの、前年度より増加した。 	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R2概算事業費(千円)	開始年度	日本一実施事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	人権・平和啓発活動事業	戦略事業	人権・平和に対する意識高揚	・市民、市内小学生、市職員 ・平和首長会議	・市民向け啓発事業の実施 ・研修会等への参加促進及び参加費の負担 ・人権の花運動(市内小学校への花の苗等の配付) ・LGBTに関する理解促進 ・平和首長会議の事業運営費の負担	計画どおり	1,241	H16	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】意識向上や理解促進のための周知啓発の実施 ・人権週間におけるパネル展示等における啓発事業のほか、新型コロナウイルス感染拡大に伴う偏見・差別防止が新たな課題となる中、偏見・差別防止のためのプロスポーツチームと連携したメッセージ動画の活用や「オールとちぎ宣言」の自治会回覧により、人権意識の向上を図った。 ・多様な性に関する講座やリーフレット等の配布などにより、LGBTなど多様な性への理解促進を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことや、多様な性への社会的関心が高まる中、引き続き、人権に対する理解促進や意識向上が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針】効果的な周知啓発 ・新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見のほか、あらゆる差別や偏見・いじめ等をなくし、市民の人権意識の向上を図るため、広報紙や動画等の活用のほか、人権擁護委員と連携し、児童・生徒や市民への周知啓発活動に取り組んでいく。 ・LGBTに関する更なる理解促進を図るため、講座等の実施とともに、当事者支援団体との意見交換や他事例の調査研究に取り組んでいく。</p>	
2	平和のつどい実行委員会交付金		平和の尊さに対する意識高揚	平和のつどい実行委員会	・平和啓発リーフレットを作成し、市内小中学校等への配布 ・市内の市立小中学校への平和語り部・語り継ぎ講演会DVDの配布	計画どおり	400	H12	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】新型コロナウイルス感染症の影響による代替事業の実施 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、「平和のつどい」等の開催を中止したが、平和啓発リーフレットを作成し、市内小中学校や、市有施設への配布を行い、小中学生等を初めとする、市民の平和意識の醸成を図った。 ・さらに、これまで小中学校で実施した戦争体験者の講演を撮影、記録したDVDについて、市内小中学校への配布を行い、宇都宮空襲被害者の記憶と平和意識の継承に取り組んだ。</p> <p>【②今後の取組方針】平和意識醸成のための事業の実施 ・引き続き、平和のつどい実行委員会との協議により、市民一人ひとりの平和意識の醸成を図ることができる事業に取り組んでいく。</p>	
3	DV対策推進事業	戦略事業	DVの未然防止、相談・保護から自立に向けた被害者への支援	・市民、生徒、教育関係者等 ・DV被害者及び同伴家族	・DV・デートDV防止啓発講座の実施 ・中学生向けデートDV防止ハンドブックの配布 ・自立支援事業の実施	計画どおり	1,375	H20	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】若年層からの意識啓発と被害者への相談・自立支援 ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いDV被害の潜在化が新たな課題となる中、相談窓口の拡大や周知を強化したほか、警察など関係機関との連携・協力により、被害者が抱える個々の事案に応じた相談支援を実施した。 ・DV被害者とその子に対しては、民間団体との連携により、心身回復や就労準備に向けた各種講座や相談会などを実施することにより、心身回復や早期自立を図った。 ・コロナ禍でDV防止のための啓発講座の実施回数は減少したが、DV未然防止には若年層からの意識啓発が重要であることから、デートDV前講座について、若年層への意識啓発に効果的である「参加型講座」の対象を中学生にも拡大したことにより、事業の効果を向上させた。 ・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、DV被害の潜在化や女性の雇用状況の悪化が懸念されており、被害者に向けた更なる支援が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針】DV被害者に向けた取組の強化 ・コロナ禍におけるDV被害の潜在化に対しては、様々な機会を捉え、地域での気付きや相談窓口周知の強化など、関係機関・団体、民生委員や地域ボランティア等との連携を強化していく。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による女性の雇用状況の悪化に対しては、生活再建を目指すDV被害者に対し、新たに、就労に向けた行政窓口等への同行など支援の強化を図る。</p>	
4	虐待・DV対策連携会議	戦略事業	関係機関等の連携による虐待・DV対策の推進	・司法・警察・保健医療等関係機関 ・地域団体 ・国、県	・関係機関等の相互の連携及び協力 ・課題や情報の共有 ・虐待等に関する一体的な周知啓発	計画どおり	0	H26	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】関係機関等との情報共有 ・コロナ禍において、虐待やDVの被害の深刻化、潜在化が懸念されているため、相談窓口の拡大に関する情報共有を行ったほか、関係機関における相談の状況や取組内容等について書面にて意見交換を行い、課題や情報の共有を図った。 ・DVや虐待、性暴力の被害との密接な関係が表面化していることから、性暴力被害者に対する支援体制との連携が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針】未然防止に向けた関係機関等との連携強化及び啓発の推進 ・虐待・DVの関係機関、関係団体等が一堂に会する会議に、性暴力被害者サポートセンターに参加を依頼し、より一層の相互の連携や情報の共有を図るほか、市民に接する機会が多い、各地域の民生委員・児童委員等に対する啓発に、出前講座を活用し、取り組んでいく。</p>	
5	いじめゼロ運動の推進		いじめの根絶	市立小・中学校に通う児童・生徒を中心とする市民	いじめゼロポスターの配布、いじめ根絶集の実施、いじめゼロポスターコーナーの実施・表彰 受賞作品を活用したポスターの作成・配布	計画どおり	173	H20	<p>【①昨年度の評価(成果・課題)】「いじめゼロ運動」の推進と教職員の対応力の強化 ・道徳や学級活動の時間等において、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるよう、議論などを行う機会や場を設定したり、あらゆる場面で児童生徒が相互に認め合う活動等を行うことで、受容的・共感的人間関係の育成につながった。 ・学校ホームページや学校だより等において、学校におけるいじめ対策の取組や、「学校いじめ防止基本方針」等を周知するとともに、保護者会や「魅力ある学校づくり地域協議会」等において、保護者等に直接説明を行うことで、より一層の理解促進を図った。 ・教職員の校内研修実施を促進することで、いじめに対する感度や指導力の向上が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】学校と市教委連携による重大事態への対応 ・引き続き、教職員の、いじめに対する観察力や指導力を向上させるよう、校内研修実施を促進するとともに、いじめによる不登校が発生した場合、学校は速やかに市教委に報告し、市教委と連携しながら問題の解決を図り、いじめによる重大事態(不登校)の未然防止に重点的に取り組む。</p>	

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・人権意識向上のための効果的な周知啓発 新型コロナウイルス感染症の影響や、多様な性への社会的関心が高まる中、人権に対する理解促進や意識向上が重要となることから、人権講話や人権相談等も活用しながら、市民の身近なところでの継続した周知啓発に取り組む必要がある。</p> <p>・平和意識の醸成 市民に対し平和意識の更なる高揚を図るため、特に、若年層に向けた平和意識の醸成について、継続した啓発活動に取り組む必要がある。</p> <p>・DVや虐待等防止のための取組強化 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中において、DV被害の潜在化など様々な問題が懸念されており、相談窓口の周知の強化をはじめ、被害者に向けた更なる支援が必要である。また、児童虐待の未然防止については、支援を必要とする子育て家庭を把握し早期に支援を届けるため、地域での見守り体制の強化を図るとともに、保護者の養育力向上に向けた取組を行う必要がある。さらに、DVや虐待被害と、性暴力の被害には密接な関係があることから、性暴力被害に対する支援体制との連携が必要である。</p> <p>・いじめの根絶 道徳や学級活動の時間等において、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるよう、議論などを行う機会や場を設定したり、あらゆる場面で児童生徒が相互に認め合う活動等を行うとともに、教職員の、いじめに対する感度や指導力を向上させるよう、校内研修実施を促進する必要がある。</p>	<p>・人権意識向上のための効果的な周知啓発 新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見のほか、あらゆる偏見や差別・いじめ等をなくし、市民の人権意識の向上を図るため、広報紙や動画等の活用のほか、若年層の人権意識を高めていくため、小学校への人権講話の内容充実を図るなど、人権擁護委員と連携し、児童・生徒や市民への周知啓発活動に取り組んでいく。また、多様な性に関する理解促進を図るため、市民向け講座の実施などに取り組んでいく。</p> <p>・平和意識の醸成 新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案しながら、引き続き「平和のつどい」や「平和親善大使広島派遣事業」の実施のほか、戦争体験者の講演を撮影・記録したDVDの積極的な活用や平和啓発リーフレットの配布など、広く市民一人ひとりの平和意識の醸成を図ることができる効果的な事業に取り組んでいく。</p> <p>・DVや虐待等防止のための取組強化 コロナ禍におけるDV被害の防止に向け、地域での気付きや相談窓口周知の強化など、関係機関・団体、民生委員や地域ボランティア等との連携を強化していくとともに、生活再建を目指すDV被害者に対し、新たに、行政窓口等への同行など、就労に向けた支援を図っていく。また、児童虐待の未然防止のため、関係団体等との意見交換を行い、虐待防止ネットワークによる地域での見守り支援の強化につなげていく。さらに、「虐待・DV連携対策会議」において、虐待を防止するのみ児童、高齢者、障がい者、DV等の関係機関との連携強化に努めるとともに、更に、性暴力被害者サポートセンターとの連携により、性暴力被害に対する支援体制との相互の連携や情報の共有を図っていく。</p> <p>・いじめの根絶 教職員の、いじめに対する観察力や指導力を向上させるよう、校内研修実施を促進するとともに、いじめによる不登校が発生した場合、市教委と学校が連携しながら問題の解決を図り、いじめによる重大事態(不登校)の未然防止に重点的に取り組む。</p>

令和3年度 行政評価 施策カルテ

施策名	② 男女共同参画の推進
-----	-------------

施策主管課	男女共同参画課	総合計画記載頁	131
-------	---------	---------	-----

関連するSDGs目標



1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	12 相互理解の促進による共生社会を形成する	基本施策目標	家庭、地域、学校、事業者、行政等の十分な連携の下で、市民の誰もが思いやりの心を持ち、差別や偏見を持つことなく互いに理解し合い、安心して暮らすことのできる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	------------------------	--------	----------------------------------------------------------------------------------------

2 施策の取組状況

施策目標	男女が喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会が実現しています。
------	-------------------------------------------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略					
産出	基本目標Ⅰ	女性や高齢者、障がい者、外国人など誰もが健康で自立した生活を送りながら、あらゆる場面で活躍できる社会の実現を図る。				
成果	基本目標Ⅰ	女性や高齢者、障がい者、外国人など誰もが健康で自立した生活を送りながら、あらゆる場面で活躍できる社会の実現を図る。				

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価		
	単年度目標値	実績値	達成度	達成度	達成度	達成度	達成度		満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない				
産出指標	男女共同参画推進啓発講座の受講者数(人)	単年度目標値	860	870	880	890	900	— (※)	施策の満足度(%) ('満足'と'やや満足'の合計)		基準値(H29)	5.0%	23.7%	28.6%	19.9%	7.8%	37.8%	B
	基準値(H28)	856	実績値	1,069	1,043	405					H30	3.6%	22.0%	25.6%	16.9%	8.9%	41.8%	
	目標値(R4)	900	単年度の達成度	124.3%	119.9%	46.0%					R1	7.2%	25.2%	32.4%	21.1%	5.8%	37.9%	
	単年度の目標値										R2	4.7%	24.8%	29.5%	19.1%	4.2%	40.2%	
成果指標	審議会等委員に占める女性の割合(%)	単年度目標値	26.0	27.0	28.0	29.0	30.0	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B		
	基準値(H28)	25.9	実績値	25.5	26.0	26.8												
	目標値(R4)	30.0	単年度の達成度	98.1%	96.3%	95.7%												
	単年度の目標値																	
【参考指標】	各種審議会等委員に占める女性の割合(%)		H30	R1	R2	R3	R4	指標	④ 総合評価							評価		
	中核市水準比較		中核市平均	29.1	30.0	29.8				① 施策指標(産出指標)(成果指標)		A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標		—	
	本市実績		本市実績	25.9	25.1	25.5				② 市民意識調査結果(満足度)		A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標		B	
	本市順位		42位/54市中	53位/58市中	51位/60市中				③ 主要な構成事業の進捗状況		A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B			

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初想定した基準により定量的に評価することが適当でない施策指標は、「—」と表記(総合評価は、他の指標をもとに実施)

『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	令和2年12月に策定された国の「第5次男女共同参画基本計画」では、国際社会が共通して取り組んでいるSDGsの「ジェンダー平等」の視点を踏まえ、男女が個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な社会や、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活や家庭生活を送ることができる社会の実現等を掲げており、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしている。 本市においても、仕事と子育て・介護等との両立支援など、固定的な性別役割分担意識をなくし、性別にとらわれることなく誰もが活躍できる環境の整備に取り組んでいく。	80点
施策指標	男女共同参画推進啓発講座の受講者数については、新型コロナウイルス感染症の影響で、募集定員数の見直しを図ったことなどにより、目標値の受講者数には達しなかったが、一部の講座をオンライン形式で行い、女性視点での「自立」や「防災」など、男女共同参画社会の実現に向けた講座を実施した。 女性委員の割合は、政策や方針などの意思決定の場への女性参画を促進するため、庁内関係部局と連携した啓発チラシを作成し、周知に取り組むなど、審議会等における女性委員の割合を高める働きかけを行ったことにより、わずかに増加したものの、依然として目標値を下回っている。	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R2 概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	市民啓発事業	好循環P 戦略事業	市民の理解促進と家庭・学校・地域教育の推進	市民、児童生徒、教育関係者等	・市民啓発講座の開催 ・情報紙の発行 ・教育参考資料の配布	コロナの影響による変更	721	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民に向けた男女共同参画の啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活様式を踏まえた参集式の講座のほか、オンライン手法への転換に取り組み、社会的弱者となりがちな女性視点での「自立」や「防災」など様々な分野の講座を実施することにより、市民の男女共同参画社会に向けた行動を促した。 ・コロナ禍におけるワークライフバランスをテーマにした情報誌や教育参考資料を作成・配布したことにより、子育て世代をはじめ、広い年齢層に対して啓発を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化を踏まえた市民啓発や、防災など地域における女性の視点を活かすため、自治会など地域における女性活躍の支援が必要である。 <p>【②今後の取組方針:社会情勢を踏まえた啓発の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化など社会情勢を踏まえ、各種講座について、引き続き市民や団体等と協働した啓発に取り組む。 ・新たに、女性が地域における意思決定の場で活躍できるよう、女性自治会役員等を対象とした講座や意見交換会の実施により、地域における男女共同参画の推進に取り組む。
2	宇都宮市女性団体連絡協議会補助金		男女共同参画を推進する団体の育成・支援	宇都宮市女性団体連絡協議会	・男女共同参画推進事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	206	S62		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切な補助金の支出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業の中止など事業規模を縮小する結果となったが、そのような中でも「よい映画を観る会」等の実施により、男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成のための活動に寄与した。 <p>【②今後の取組方針:団体の事業実施の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時勢を踏まえた課題や女性の資質向上に向けた事業は、女性の地位向上への貢献を期待できることから、引き続き、団体の育成・支援をしていく。
3	うつのみや市民会議補助金		男女共同参画を推進する団体の育成・支援	男女共同参画社会の実現を目指すうつのみや市民会議	・男女共同参画推進事業に要する経費の一部を補助	計画どおり	259	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切な補助金の支出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業の中止など事業規模を縮小する結果となったが、そのような中でも、外出自粛要請等の長期化による「心と体」への影響を鑑み、女性のライフステージに応じた運動を学ぶ屋外イベントの実施など、市民の男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成のための活動に寄与した。 <p>【②今後の取組方針:団体の事業実施の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たにHPを設けて啓発活動を発信する計画を検討するなど、男女共同参画推進に向けた活動を期待できることから、引き続き、団体の育成・支援をしていく。
4	ワーク・ライフ・バランス推進事業	好循環P	仕事と生活の調和を図るための職場・家庭の環境づくりの促進	・市民 ・事業者等	・一般事業主行動計画策定促進リーフレットの作成・配布 ・社会保険労務士出前説明会・出前相談の実施 ・企業向けガイドブックの周知 ・事業者表彰の実施 ・市民向け啓発事業の実施	計画どおり	1,032	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業者、市民への啓発事業の実施と取組支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業に対し、一般事業主行動計画の策定促進リーフレットの活用のほか、出前説明会や社会保険労務士による出前相談を実施することにより、計画策定の支援を行った。 ・例年より多い5企業が事業者表彰「きりぎりす賞」を受賞し、好事例の発信を行ったことや、企業向けガイドブックを、県や商工会議所のメールマガジン等で発信したことにより、働きやすい職場づくりの促進を図った。 ・また、市民向け講座については、新型コロナウイルス感染症の影響により、参集式からオンライン中継型に変更し、女性の就業など、コロナ禍の不安に対応するテーマを優先して実施することなどにより、外出自粛等で事業規模が縮小する中でも、効果的な啓発を行った。 ・今後、法改正に伴い、行動計画策定が義務化される企業が拡大することや、男性の育児休業取得が一層めめられることから、企業や市民向けの啓発強化が必要となる。 <p>【②今後の取組方針:事業者、市民に対する効果的な啓発事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業に対しては、行動計画の策定について、法改正に伴い、さらなる行動計画策定の促進を図るため、団体等への説明会を強化するなど、効果的な周知に取り組んでいく。 ・男性の育児休業取得率の向上などの男女ともに働きやすい環境づくりに向け、好事例の発信や、企業に対する社労士による働きかけ等を行っていく。 ・市民向け講座については、オンライン中継型講座を交えながら実施し、対象を、管理職を目指す女性社員のほか、経営者・管理職に拡大するとともに、男性の育児休業取得や家庭参画の促進に取り組んでいく。
5	女性活躍啓発事業	好循環P 戦略事業	大学生等の就業継続意識の醸成、本市で就業することの魅力を知ってもらい、首都圏への転出防止に繋げる	学生、事業者	インターンシップ事業の実施	計画どおり	2,295	R1	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):大学生等に対する就業継続意識の醸成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業前の大学生等が、仕事と子育てを両立させるライフスタイルを体験する「インターンシップ」等の実施については、企業や家庭への訪問形式から、コロナ禍における感染防止対策として、Zoomを活用したオンライン形式で実施し、学生に両立の様子を知ってもらうことにより、就業継続意識の醸成を図った。 ・さらに、令和2年度から、新たに「女性活躍推進に取り組む経営者等との交流会」を実施し、本市の企業の魅力を実感してもらう機会を創出した。 ・本市の若年女性が首都圏へ転出超過の状況であることから、今後は、本市への転入に繋げられるよう事業を展開していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:女子大学生等を本市への転入に繋がるよう対象者の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、インターンシップ事業を実施し、就業継続意識の醸成を図るとともに、課題解決に向け、対象者を市内大学生等のみならず、新たに首都圏等の大学生等を加えて実施し、本市で就業することの魅力を知ってもらうことで、首都圏への転出防止や本市への転入に繋げている。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・男女共同参画意識の醸成</p> <p>男女共同参画を推進するためには、固定的性別役割分担意識をなくし、男女共同参画社会に向けた行動を促すための幅広い年齢層に対する啓発や、政策・方針決定過程への女性の参画拡大につなげていくためのこれまでの取組に加え、地域における女性活躍の支援など、様々な取組を行っていく必要がある。</p> <p>・仕事と生活の調和を図るための職場・家庭の環境づくりの促進</p> <p>女性活躍推進法や育児・介護休業法などの法改正に伴い令和4年度から予定されている誰もが働きやすい職場環境づくりには、一般事業主行動計画策定の義務化企業の拡大や、男性の育児休業取得の推進などについて、企業や市民向けの啓発強化が必要となる。併せて、事業所における働き方改革を促進し、仕事と生活の両立が図れる働きやすい職場環境整備に向けた支援に取り組む必要がある。</p> <p>・女性の就業継続意識の醸成</p> <p>女性が結婚や出産、育児と仕事の両立が困難という理由で退職をしたり、子育て後の再就職においてキャリアの継続やキャリアアップが困難とならないよう、就業前の学生の段階から、就業継続意識の醸成に取り組む必要がある。また、本市の企業の魅力を実感してもらうことにより、本市からの転出防止や本市への転入に繋げられるよう事業を展開していく必要がある。</p>	<p>・男女共同参画意識の醸成</p> <p>国の動向や新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化など社会情勢を踏まえ、男女共同参画意識の醸成のための各種講座のほか、新たに、女性自治会役員等を対象とした、地域における男女共同参画の推進のための講座を企画し、啓発に取り組んでいく。また、女性の地位向上に貢献している男女共同参画推進団体に対し、引き続き、事業実施の育成・支援を行っていく。</p> <p>・仕事と生活の調和を図るための職場・家庭の環境づくりの促進</p> <p>市民向け啓発講座の対象を、管理職を目指す女性社員のほか、経営者・管理職に拡大することにより、男性の育児休業取得や家庭参画の促進につなげていく。企業に対しては、行動計画の策定について、法改正に伴い、さらなる一般事業主行動計画策定の促進を図るため、団体等への説明会を強化するなど、効果的な周知に取り組んでいくとともに、男性の育児休業取得率の向上などの男女ともに働きやすい環境づくりに向け、好事例の発信や、社会保険労務士による働きかけ等を行っていく。</p> <p>・女性の就業継続意識の醸成</p> <p>就業前の大学生等が仕事と子育てを両立させるライフスタイルを体験する、オンライン形式での「インターンシップ」事業を実施し、就業継続意識の醸成を図るとともに、新たに、対象者を首都圏等の大学生等にも拡大し、本市で就業することの魅力を知ってもらうことで、首都圏への転出防止や本市への転入に繋げている。</p>

令和3年度 行政評価 施策カルテ

施策名	③ 多文化共生の推進
-----	------------

施策主管課	国際交流プラザ	総合計画記載頁	131
-------	---------	---------	-----

関連するSDGs目標	10 人や国を超えてつながる
------------	----------------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 「安全・安心の未来都市」の実現に向けて	基本施策名	12 相互理解の促進による共生社会を形成する	基本施策目標	家庭、地域、学校、事業者、行政等の十分な連携の下で、市民の誰もが思いやりの心を持ち、差別や偏見を持つことなく互いに理解し合い、安心して暮らすことのできる環境が整っています。
------	-----------------------	-------	------------------------	--------	----------------------------------------------------------------------------------------

2 施策の取組状況

施策目標	日本人と外国人住民が、互いに理解し合い、共生の意識を持って、安心して暮らしています。
------	--------------------------------------------

指標	まち・ひと・しごと創生総合戦略
産出	
成果	

① 施策指標	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						評価の組合せ
	満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価										
産出指標	国際理解に関する講座の参加者数(人)	単年度目標値	452	489	526	563	600	— (※)	② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						B
	基準値(H28)	414	実績値	552	620	128			満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価		
	目標値(R4)	600	単年度の達成度	122.1%	126.8%	24.3%			H30	4.1%	20.8%	24.9%	16.7%	5.1%	46.4%		
	単年度目標値								R1	6.5%	24.2%	30.7%	16.3%	6.7%	43.9%		
成果指標	多文化共生の推進が重要であるとする市民の割合(%)	単年度目標値	68.0	68.5	69.0	69.5	70.0	B	② 市民満足度の推移		③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						B
	基準値(H28)	67.6	実績値	65.7	69.6	65.5			満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない	評価		
	目標値(R4)	70	単年度の達成度	96.6%	101.6%	94.9%			H30	4.1%	20.8%	24.9%	16.7%	5.1%	46.4%		
	単年度目標値								R1	6.5%	24.2%	30.7%	16.3%	6.7%	43.9%		
【参考指標】	中核市水準比較	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照						指標 評価		
	中核市水準比較	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照								
		中核市平均	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							
		本市実績	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							
本市順位	指標名(単位)		H30	R1	R2	R3	R4	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照									

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初想定した基準により定量的に評価することが適当でない施策指標は、「—」と表記(総合評価は、他の指標をもとに実施)

『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減退型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	—
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B
総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	・外国人材受け入れ拡大に向けた平成31年4月の改正「出入国管理及び難民認定法」の施行等により、これまで外国人住民数は増加傾向であったが、世界的な新型コロナウイルス感染症による出入国制限等の影響により、外国人住民数は8年ぶりに減少に転じた。また、外国人住民の生活環境にも新型コロナウイルス感染症による大きな影響が出ている状況にある。このようなことから、外国人住民への必要に応じた情報発信や生活支援の充実等に取り組んでいる。	80点
施策指標	・「国際理解に関する講座の参加者数」については、多文化共生の意識啓発や外国人住民との交流の機会創出を目的に、市内全域の生涯学習センター等と連携して講座を開催してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの講座が中止されたことから、目標値を下回った。 ・「多文化共生が重要であるとする市民の割合」については、新型コロナウイルス感染症の影響で、地域での交流活動自体が制限され、外国人との交流機会が減少するなど、日本人住民と外国人住民が文化的違いを認め合い、共に暮らすことのできる多文化共生社会について考える機会が減少したことから目標値を下回った。	概ね順調
市民満足度	・新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの国際理解に関する講座や外国人住民の地域行事への参加促進が中止となる中、これまで継続してきた広報紙での多文化共生の周知啓発や市HPでの多文化共生フォーラム特別編の実施など多文化共生の地域づくり事業の取組により、市民満足度は前年度に引き続き基準値を上回る水準となった。	

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R2概算事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	多文化共生の地域づくり事業	戦略事業	外国人住民と市民との相互理解と交流機会の創出	市民	国際理解講座の開催や地域イベントへの参加促進、多文化共生フォーラム、出前講座の実施	コロナの影響による変更	240	H21	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):コロナ禍における国際理解講座の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内全域での国際理解講座の開催を目指したが、新型コロナウイルス感染症の影響により13地区、19講座が中止となったことから減少に転じた。(R元:19地区、26講座⇒R2:7地区、9講座) 多文化共生フォーラムについては、新型コロナウイルス感染症の予防対策により外国人住民2名にコロナ禍における生活の変化等に関するインタビューを市ホームページに掲載することで多文化共生の意識啓発を図った。 宇都宮大学・帝京大学留学生の地域行事への参加については、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域行事が中止になった。 新型コロナウイルス感染状況に応じた多文化共生の地域づくり事業の継続的な取り組みが必要である。 <p>【②今後の取組方針:コロナ禍に対応した交流機会の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、新しい生活様式を踏まえ、地域における外国人・日本人住民の相互理解を促進するため、国際理解講座等を開催することにより、多文化共生の意識啓発に取り組む。 	
2	ICTを活用した生活支援事業		ICTを活用した外国人住民への情報・コミュニケーション支援	外国人住民	窓口の音声翻訳タブレット配置によるコミュニケーション支援やSNSを活用した情報発信	計画どおり	961	R1	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):窓口等での外国人住民への対応の円滑化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政用語が翻訳できる音声翻訳タブレットを9台導入した。本庁舎と出先機関の外国人住民が手続き等で訪れる窓口や外国人住民への確認が求められる窓口を対象に、複数課で共用できるような配置の工夫を行い、13課の窓口において、タブレットの利用促進に取り組んだ。これまで、説明等に苦慮していた行政用語等が正確に翻訳されることや外国人住民が求めている行政サービス等が確認できることにより、外国人住民への円滑な対応につなげた。 SNSアプリFacebookによる外国人住民を対象とした情報発信を開始し、新型コロナウイルス感染予防対策等の注意喚起をはじめ、外国人住民向け生活情報紙「おーい!」の情報等の生活に有用な情報を柔軟に発信した。 音声翻訳タブレットの効果的な運用ときめ細かな生活に役立つ情報発信が必要である。 <p>【②今後の取組方針:通訳支援タブレットと情報発信の効果的な運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、外国人住民が多く訪れる窓口や細かい確認等に求められる窓口や業務において、外国人住民への対応の円滑化・効率化が図られるよう、通訳支援タブレットの効果的な運用に取り組む。 また、状況に応じた適切な情報について、市ホームページの情報提供についても、効果的な情報発信ができるよう取り組む。 	
3	日本語講師養成事業		外国人住民の日本語習得の促進	市民	外国人住民に日本語を教えるボランティアの養成	計画どおり	880	H19	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):実践的な講座の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人住民や外国人児童生徒への日本語指導で活躍できるボランティアの養成を図るため、新しい生活様式を踏まえ、講座を着実に実施したことにより、約9割の受講者が修了した。(R元:受講者30人、修了者28人⇒R2:受講者30人、修了者26人) また、日本語教室を行う民間団体の活動について紹介を行うなど、修了者の活躍の場の拡大に努めた。 日本語教室において、引き続き、活躍できるボランティアの養成と派遣が必要である。 <p>【②今後の取組方針:講座内容の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、外国人住民や外国人児童生徒に、より効果的な指導方法で学習支援ができるよう工夫しながら講座の充実に取り組む。 	
4	やさしい日本語普及啓発事業		市民サービスの向上	職員・市民	職員向け研修の実施、「外国人への情報提供ガイドライン」の周知	コロナの影響による変更	27	H25	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):コロナ禍における「やさしい日本語」普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市職員に対する研修を1月に予定し、準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言により中止とした。一方、庁内啓発紙を通し、「やさしい日本語」の普及啓発を継続して取り組んだ。 また、国際理解講座を通して、市民に対する「やさしい日本語」の普及啓発に取り組んだ。 引き続き、市職員と市民に対する「やさしい日本語」の普及啓発が必要である。 <p>【②今後の取組方針:職員・市民への継続的な普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、市職員への「やさしい日本語」の普及啓発に取り組むとともに、地域における国際理解講座等を通して、市民に対する「やさしい日本語」の普及啓発に取り組む。 	
5	外国人転入者支援事業		わかりやすい生活情報の提供	外国人住民	新規転入の外国人住民に必要な情報の多言語による提供	計画どおり	427	H23	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活のスタートアップ支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響により外国人転入者が減少したが、国際交流プラザパンフレットや指し会話表を改訂したほか、新型コロナウイルス感染予防対策のチラシを同封するなど情報の充実化を図りながら、本市での生活に必要な行政情報等の多言語版をまとめた「転入者パック」を市民課や各地区市民センター等の窓口において、配付した。(R元:558部⇒R2:67部) 「転入者パック」の内容を随時更新しながら、円滑な配付が必要である。 <p>【②今後の取組方針:情報提供の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も、市民課や各地区市民センター等の窓口において、「転入者パック」を配付し、本市での生活に役立つよう、わかりやすい情報提供に取り組む。 	

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・多文化共生の意識向上</p> <p>誰もが安心して暮らすことができる多文化共生の社会づくりを目指すため、国際理解に関する講座やイベントなど多文化共生の地域づくり事業に継続的に取り組む必要があるが、新型コロナウイルス感染症の影響で、施策指標である「国際理解に関する講座の参加者数」は講座等が中止されたことにより、大幅に減少した。</p> <p>・外国人住民の生活支援の充実</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境や就労状況が変化する中において、外国人住民への必要に応じた情報発信や生活支援の充実等に取り組む必要がある。</p>	<p>・多文化共生の意識向上</p> <p>誰もが安心して暮らすことのできる多文化共生の社会づくりを推進するため、引き続き、多文化共生の地域づくり事業などにより、地域における日本人住民と外国人住民の相互理解や新しい生活様式を踏まえた多文化共生の意識啓発に取り組む。</p> <p>・外国人住民の生活支援の充実</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る外国人住民への支援に関する情報や本市での生活に必要な情報等について、随時、わかりやすい提供に努めるほか、ICTを活用しながら窓口等における外国人住民からの相談等に対応できるよう、対応言語の増加や相談員の育成など相談体制の充実やタブレットの適正運用などの外国人住民への生活支援とコミュニケーション支援に取り組む。</p>